

【表紙】

- 【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 2020年9月30日
- 【発行者名】 日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド
(Nikko AM Global Cayman Limited)
- 【代表者の役職氏名】 取締役 谷 桂子
- 【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、サウス・チャーチ・ストリート、ウグランド・ハウス、私書箱309GT
(P.O. Box 309GT, Uglan House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands)
- 【代理人の氏名又は名称】 弁護士 森下 国彦
- 【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所
- 【事務連絡者氏名】 弁護士 乙黒 亮祐
同 村尾 侑己
同 浅野 颯
- 【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所
- 【電話番号】 03(6775)1636
- 【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
日興AMオフショア・ファンズ TRP米国コア・グロース株ファンド
(Nikko AM Offshore Funds – TRP US Core Growth Equity Fund)
- 【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】
米ドルクラス受益証券
10億米ドル(約1,046億円)を上限とします。
円ヘッジクラス受益証券
1,000億円を上限とします。
(注)米ドルの円貨換算は、2020年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=104.60円)によります。以下、米ドルの金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。
- 【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出したことにより、2020年6月30日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正および追加するため、また、発行価額の総額の円貨換算額を更新、代行協会員および販売会社の変更により代行協会員および販売会社に関する記載を訂正、管理会社の資本金に関する情報を更新、ファンドに係る法制度に関する記載を訂正、開示制度に関する記載を訂正、投資方針の運用体制に関する情報を更新、投資リスクのリスク管理に関する情報および参考情報を更新、課税上の取扱いに関する情報を更新、運用状況について一部情報を更新ならびに投資信託制度に関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正内容】

(1) 半期報告書の提出に伴う訂正

半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容は、下記のとおりです。

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書	半期報告書	訂正の方法
第二部 ファンド情報		
第1 ファンドの状況		
5 運用状況		
(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況 (1) 投資状況	更新
(3) 運用実績	(2) 運用実績	更新
(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績	更新
第3 ファンドの経理状況	3 ファンドの経理状況	追加
1 財務諸表		
第三部 特別情報		
第1 管理会社の概況	4 管理会社の概況	
1 管理会社の概況 (1) 資本金の額	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況	(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
3 管理会社の経理状況	5 管理会社の経理の概況	更新
5 その他 (4) 訴訟事件その他の重要事項	4 管理会社の概況 (3) その他	追加
別紙A	別紙A	更新

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド(Nikko AM Global Cayman Limited)(以下「管理会社」といいます。)により管理される日興AMオフショア・ファンズ TRP米国コア・グロース株ファンド(以下「ファンド」といいます。)の運用状況は以下のとおりです。

(1) 投資状況

(2020年7月末日現在)

資産の種類	国名	時価 (米ドル)	投資比率 (%)
投資信託	ルクセンブルグ	54,181,477.35	99.09
現金、受取債権およびその他の資産(負債控除後)		497,300.76	0.91
純資産総額		54,678,778.11 (約5,719,400,190円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同様です。

(2) 運用実績

純資産の推移

2019年8月1日から2020年7月末日までの期間における各月末の純資産総額および1口当たり純資産価格の推移は次のとおりです。

米ドルクラス受益証券

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
2019年8月末日	42,486,562.46	4,444,094,433	10.88	1,138
9月末日	36,885,661.84	3,858,240,228	10.66	1,115
10月末日	38,295,732.29	4,005,733,598	10.89	1,139
11月末日	38,641,876.12	4,041,940,242	11.42	1,195
12月末日	36,019,078.00	3,767,595,559	11.61	1,214
2020年1月末日	37,329,707.79	3,904,687,435	12.04	1,259
2月末日	37,615,837.67	3,934,616,620	10.82	1,132
3月末日	37,753,872.07	3,949,055,019	10.07	1,053
4月末日	43,411,905.90	4,540,885,357	11.56	1,209
5月末日	47,215,693.89	4,938,761,581	12.19	1,275
6月末日	42,477,210.00	4,443,116,166	12.59	1,317
7月末日	42,641,247.26	4,460,274,463	13.66	1,429

円ヘッジクラス受益証券

	純資産総額	1口当たり純資産価格
	(円)	(円)
2019年8月末日	1,610,237,984	10,530
9月末日	1,282,071,182	10,286
10月末日	1,312,458,928	10,489
11月末日	1,372,944,236	10,981
12月末日	1,390,992,944	11,126
2020年1月末日	1,261,852,726	11,517
2月末日	1,101,952,403	10,368
3月末日	1,120,488,546	9,589
4月末日	1,297,305,497	10,979
5月末日	1,127,345,642	11,568
6月末日	1,252,084,613	11,931
7月末日	1,272,728,137	12,935

分配の推移

(1口当たり、税引前)

	米ドルクラス受益証券		円ヘッジクラス受益証券
	(米ドル)	(円)	(円)
2019年8月	0	0	0
9月	0	0	0
10月	0	0	0
11月	0	0	0
12月	0	0	0
2020年1月	0	0	0
2月	0	0	0
3月	0	0	0
4月	0	0	0
5月	0	0	0
6月	0	0	0
7月	0	0	0
設定来累計	0	0	0

収益率の推移

期間	収益率(%) (注1)	
	米ドルクラス受益証券	円ヘッジクラス受益証券
2019年8月1日から2020年7月末日	22.07	19.26

(注1) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 2020年7月末日の受益証券1口当たり純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 2019年7月末日の受益証券1口当たり純資産価格(分配額の額)

(注2) ファンドにはベンチマークはありません。

(参考情報)

運用実績(米ドルクラス)

2020年7月31日現在

純資産価格・純資産総額の推移



分配の推移(税引前、1口当たり)

2019年5月	2020年5月	設定来合計
0.00米ドル	0.00米ドル	0.00米ドル

主要な資産の状況

<資産構成比率>

組入資産	比率
USブルーチップ・エクイティ・ファンド(クラスI)	99.09%
その他	0.91%

※対純資産総額比率です。

USブルーチップ・エクイティ・ファンド(クラスI)のポートフォリオの内容

<資産別構成比率>

株式	99.5%
現金等	0.5%

<組入上位10業種>

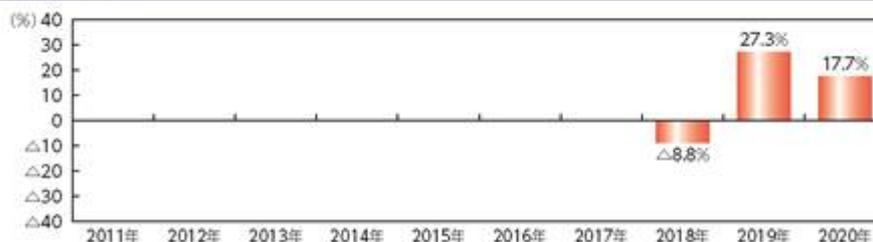
	業種(GICS24)	比率
1	ソフトウェア・サービス	29.6%
2	メディア・娯楽	20.6%
3	小売	17.2%
4	ヘルスケア機器・サービス	10.5%
5	テクノロジー・ハードウェア	4.3%
6	半導体・半導体製造装置	4.2%
7	医薬品・バイオテクノロジー	3.7%
8	各種金融	2.3%
9	商業・専門サービス	1.5%
10	保険	1.4%

<組入上位10銘柄>(組入銘柄数:116銘柄)

	銘柄名	国・地域名	市場	比率
1	Amazon.com	アメリカ	NASDAQ市場	9.8%
2	Facebook	アメリカ	NASDAQ市場	6.7%
3	Microsoft	アメリカ	NASDAQ市場	5.3%
4	Alphabet	アメリカ	NASDAQ市場	5.1%
5	Alibaba Group Holding	中国	ニューヨーク市場	4.5%
6	Apple	アメリカ	NASDAQ市場	4.3%
7	Visa	アメリカ	ニューヨーク市場	3.2%
8	Tencent Holdings	中国	その他市場	2.9%
9	PayPal Holdings	アメリカ	NASDAQ市場	2.8%
10	MasterCard	アメリカ	ニューヨーク市場	2.7%

※ティール・ロウ・プライス・ジャパン株式会社より提供された情報です。
※比率は外国投資信託の純資産総額比です。また、四捨五入しています。

年間収益率の推移



※ファンドにはベンチマークはありません。

※2018年は、設定時から2018年末までの騰落率です。

※2020年は、2020年7月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

運用実績(円ヘッジクラス)

2020年7月31日現在

純資産価格・純資産総額の推移



純資産価格 …………… 12,935円
純資産総額 …………… 12.72億円

※純資産価格は管理報酬等控除後の1口当たりの値です。

分配の推移(税引前、1口当たり)

2019年5月	2020年5月	設定来合計
0円	0円	0円

主要な資産の状況

<資産構成比率>

組入資産	比率
USブルーチップ・エクイティ・ファンド(クラスI)	99.09%
その他	0.91%

※対純資産総額比率です。

USブルーチップ・エクイティ・ファンド(クラスI)のポートフォリオの内容

<資産別構成比率>

株式	99.5%
現金等	0.5%

<組入上位10業種>

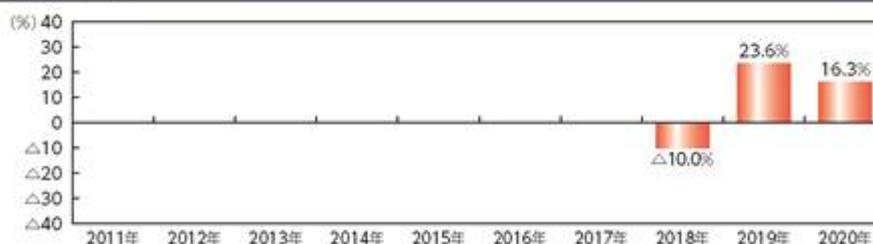
業種(GICS24)	比率
1 ソフトウェア・サービス	29.6%
2 メディア・娯楽	20.6%
3 小売	17.2%
4 ヘルスケア機器・サービス	10.5%
5 テクノロジー・ハードウェア	4.3%
6 半導体・半導体製造装置	4.2%
7 医薬品・バイオテクノロジー	3.7%
8 各種金融	2.3%
9 商業・専門サービス	1.5%
10 保険	1.4%

<組入上位10銘柄>(組入銘柄数:116銘柄)

銘柄名	国・地域名	市場	比率
1 Amazon.com	アメリカ	NASDAQ市場	9.8%
2 Facebook	アメリカ	NASDAQ市場	6.7%
3 Microsoft	アメリカ	NASDAQ市場	5.3%
4 Alphabet	アメリカ	NASDAQ市場	5.1%
5 Alibaba Group Holding	中国	ニューヨーク市場	4.5%
6 Apple	アメリカ	NASDAQ市場	4.3%
7 Visa	アメリカ	ニューヨーク市場	3.2%
8 Tencent Holdings	中国	その他市場	2.9%
9 PayPal Holdings	アメリカ	NASDAQ市場	2.8%
10 MasterCard	アメリカ	ニューヨーク市場	2.7%

※ティール・ロウ・プライス・ジャパン株式会社より提供された情報です。
※比率は外国投資信託の純資産総額比です。また、四捨五入しています。

年間収益率の推移



※ファンドにはベンチマークはありません。

※2018年は、設定時から2018年末までの騰落率です。

※2020年は、2020年7月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

2 販売及び買戻しの実績

2019年8月1日から2020年7月末日までの期間における販売および買戻しの実績ならびに2020年7月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

	販売口数 (口)	買戻口数 (口)	発行済口数 (口)
米ドルクラス受益証券	2,920,851 (2,920,851)	3,727,663 (3,727,663)	3,122,324 (3,122,324)
円ヘッジクラス受益証券	64,332 (64,332)	125,366 (125,366)	98,391 (98,391)

(注) ()の数は、本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

1. ファンドの日本語の中間財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」(平成5年大蔵省令第22号)に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)第76条第4項ただし書の規定を適用して、ファンドによって作成された原文の財務書類を翻訳したものです。
2. ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されていますが、日本語の財務書類には主要な金額についての円換算額を併せて掲記しています。米ドルの円貨換算は、2020年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=104.60円)によります。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。
3. 以下に記載されている中間財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定される外国監査法人等をいいます。)の監査を受けていません。

(1) 資産及び負債の状況

TRP米国コア・グロース株ファンド
資産負債計算書(未監査)
2020年6月30日現在
(別途明記されない限り、米ドルで表示)

	(米ドル)	(千円)
資産：		
投資先ファンドへの投資 - 時価 (取得価格 46,861,432米ドル)	53,619,579	5,608,608
現金	1,718,194	179,723
投資対象の売却による未収金	106	11
受益証券申込手取金	542,700	56,766
前払資産	29,304	3,065
資産合計	<u>55,909,883</u>	<u>5,848,174</u>
負債：		
投資対象の購入に係る未払金	744,000	77,822
買戻済受益証券に係る未払金	571,057	59,733
未払設立費用	140,845	14,732
未払販売会社報酬	85,680	8,962
未払専門家報酬	73,599	7,698
為替先渡し契約に係る未実現評価損	68,121	7,125
未払保管会社報酬および副管理事務代行会社報酬	46,153	4,828
未払管理報酬	8,486	888
未払代行協会員報酬	3,954	414
未払受託会社報酬	3,722	389
その他の費用	81,322	8,506
負債合計	<u>1,826,939</u>	<u>191,098</u>
受益者に帰属する純資産	<u>54,082,944</u>	<u>5,657,076</u>
純資産内訳：		
払込済資本	41,986,180	4,391,754
分配可能な利益合計	12,096,764	1,265,322
受益者に帰属する純資産	<u>54,082,944</u>	<u>5,657,076</u>
受益証券1口当たり純資産価格		
(円ヘッジクラス 1,252,084,613円 ÷ 発行済受益証券 104,945口)	<u>11,931円</u>	
(米ドルクラス 42,477,210米ドル ÷ 発行済受益証券 3,373,883口)	<u>12.59米ドル</u>	<u>1,317円</u>

添付の注記は、当財務書類の一部である。

TRP米国コア・グロース株ファンド
運用計算書(未監査)
2020年6月30日に終了した期間
(米ドルで表示)

	(米ドル)	(千円)
投資収益：		
利息	3,358	351
投資収益合計	<u>3,358</u>	<u>351</u>
費用：		
販売会社報酬	167,225	17,492
管理報酬	72,036	7,535

保管会社報酬および副管理事務代行会社報酬	59,725	6,247
専門家報酬	43,482	4,548
代行協会員報酬	7,718	807
受託会社報酬	7,478	782
名義書換事務代行報酬	4,985	521
登録費用	912	95
その他の費用	86,712	9,070
費用合計	<u>450,273</u>	<u>47,099</u>
純投資損失	<u>(446,915)</u>	<u>(46,747)</u>
実現および未実現利益/(損失):		
実現利益/(損失)		
投資先ファンドの投資対象の売却	3,763,263	393,637
外国為替取引および為替先渡し契約	43,758	4,577
実現純利益	<u>3,807,021</u>	<u>398,214</u>
未実現評価益/(評価損)の変動		
投資先ファンドへの投資	1,290,408	134,977
外国為替取引および為替先渡し契約	(33,656)	(3,520)
未実現評価益の純変動	<u>1,256,752</u>	<u>131,456</u>
実現および未実現純利益	<u>5,063,773</u>	<u>529,671</u>
運用による純資産の純増加	<u>4,616,858</u>	<u>482,923</u>

添付の注記は、当財務書類の一部である。

TRP米国コア・グロース株ファンド
 純資産変動計算書(未監査)
 2020年6月30日に終了した期間
 (米ドルで表示)

	(米ドル)	(千円)
下記による純資産の増加(減少)：		
運用：		
純投資損失	(446,915)	(46,747)
実現純利益	3,807,021	398,214
未実現評価益の純変動	1,256,752	131,456
運用による純資産の純増加	<u>4,616,858</u>	<u>482,923</u>
資本取引：		
発行済受益証券		
円ヘッジクラス(31,592口)	3,253,011	340,265
米ドルクラス(2,262,918口)	27,139,492	2,838,791
買戻済受益証券		
円ヘッジクラス(51,674口)	(5,384,545)	(563,223)
米ドルクラス(1,991,335口)	(24,360,517)	(2,548,110)
資本取引による純資産の純増加	<u>647,441</u>	<u>67,722</u>
純資産の増加額合計	<u>5,264,299</u>	<u>550,646</u>
純資産：		
期首現在	48,818,645	5,106,430
期末現在	<u>54,082,944</u>	<u>5,657,076</u>

添付の注記は、当財務書類の一部である。

TRP米国コア・グロース株ファンド
キャッシュ・フロー計算書(未監査)
2020年6月30日に終了した期間
(米ドルで表示)

	(米ドル)	(千円)
運用活動によるキャッシュ・フロー：		
運用による純資産の純増加	4,616,858	482,923
運用による純資産の純増加額を運用活動による現金収入(純額)へ調整するための修正：		
投資対象の購入	(22,190,000)	(2,321,074)
投資対象の売却および満期による手取金	22,560,894	2,359,870
投資有価証券に係る実現利益	(3,763,263)	(393,637)
投資対象に係る未実現評価益の変動	(1,290,408)	(134,977)
為替先渡し契約に係る未実現評価損の変動	33,655	3,520
運用に関連する資産および負債の変動：		
前払資産の減少	25,683	2,686
未払保管会社報酬および副管理事務代行会社報酬の減少	(13,020)	(1,362)
未払専門家報酬の増加	15,281	1,598
未払受託会社報酬の減少	(21)	(2)
未払管理報酬の減少	(3,405)	(356)
未払代行協会員報酬の増加	182	19
未払販売会社報酬の増加	3,954	414
未払設立費用の増加	845	88
その他の未払費用の増加	35,095	3,671
運用活動による現金収入(純額)	32,330	3,382
財務活動によるキャッシュ・フロー：		
受益証券の発行による手取金	29,849,803	3,122,289
受益証券の買戻しに係る支払金	(30,837,425)	(3,225,595)
財務活動による現金(支出)(純額)	(987,622)	(103,305)
現金および外貨の純減少	(955,292)	(99,924)
期首現在現金および外貨	2,673,486	279,647
期末現在現金および外貨	1,718,194	179,723

添付の注記は、当財務書類の一部である。

TRP米国コア・グロース株ファンド
財務ハイライト情報(未監査)
2020年6月30日に終了した期間
受益証券1口当たりのデータおよび割合(要約)
(別途明記されない限り、米ドルで表示)

	円ヘッジクラス 2020年6月30日 に終了した期間	米ドルクラス 2020年6月30日 に終了した期間	
	(円)	(米ドル)	(円)
純資産価格 - 期首現在	11,126	11.61	1,214
純投資損失 ⁽¹⁾	(113)	(0.09)	(9)
実現および未実現純利益	918	1.07	112
運用による純資産の純増加	805	0.98	103
純資産価格 - 期末現在	11,931	12.59	1,317
トータル・リターン ⁽²⁾	7.24%	8.44%	
割合 / 補足的情報:			
純資産 - 期末現在	1,252,085千円	42,477千米ドル	4,443,094千円
平均純資産に対する費用の割合 ⁽³⁾	2.09%	1.65%	
平均純資産に対する純投資収益の割合 ⁽³⁾	(2.08)%	(1.64)%	

(1) 期間中の平均発行済受益証券口数を利用して計算された。

(2) 1年未満の期間については年率換算されていない。

(3) 年率ベースで計算された。

添付の注記は、当財務書類の一部である。

(2) 投資有価証券明細表等

TRP米国コア・グロース株ファンド
 投資有価証券明細表(未監査)
 2020年6月30日現在
 (米ドルで表示)

通貨	株式数	銘柄	純資産に 占める 割合(%)	市場価値
		投資先ファンドへの投資(99.1%)		
		ルクセンブルグ(99.1%)		
		エクイティ・ファンド(99.1%)		
米ドル	2,605,422	T Rowe Price Funds SICAV - US Blue Chip Equity Fund Class I*	99.1	53,619,579
		ルクセンブルグ合計(費用 46,861,432米ドル)		53,619,579
		投資先ファンドへの投資合計		53,619,579
		投資有価証券合計(費用 46,861,432米ドル)	99.1	53,619,579
		負債を超える現金およびその他の資産	0.9	463,365
		純資産	100.0	54,082,944
				(5,657,075,942円)

*投資信託会社が保有する投資有価証券のうち、ファンドの投資持分比率が2020年6月30日現在のファンドの純資産の5%を超えるものは4件あり、以下の表に表示されている。

通貨	株式	銘柄	純資産に 占める 割合(%)	市場価値
米ドル	1,898	Amazon.com, Inc.	9.5	5,151,111
米ドル	15,460	Facebook, Inc. A	6.3	3,402,831
米ドル	15,399	Microsoft Corp.	5.7	3,075,909
米ドル	2,007	Alphabet, Inc. C	5.2	2,788,872

円ヘッジクラス為替先渡し契約

買付 通貨	取引先	想定元本	決済日	売付 通貨	想定元本	未実現 評価益 (米ドル)	未実現 (評価損) (米ドル)	未実現純 評価益/ (評価損) (米ドル)
日本円	Brown Brothers Harriman & Co.	7,280,143	2020年 7月30日	米ドル	(67,611)	-	(105)	(105)
日本円	Brown Brothers Harriman & Co.	60,000	2020年 7月30日	米ドル	(557)	-	(1)	(1)
日本円	Brown Brothers Harriman & Co.	22,648,598	2020年 7月30日	米ドル	(211,958)	-	(1,948)	(1,948)
日本円	Brown Brothers Harriman & Co.	7,744,434	2020年 7月30日	米ドル	(72,285)	-	(475)	(475)
日本円	Brown Brothers Harriman & Co.	3,388,191	2020年 7月30日	米ドル	(31,580)	-	(163)	(163)
日本円	Citi PB	1,196,872,293	2020年 7月30日	米ドル	(11,163,146)	-	(65,130)	(65,130)
日本円	Citi PB	5,591,589	2020年 7月30日	米ドル	(52,148)	-	(299)	(299)
						-	(68,121)	(68,121)

添付の注記は、当財務書類の一部である。

TRP米国コア・グロース株ファンド

財務書類に対する注記(未監査)

2020年6月30日に終了した期間

注1 - 組成

TRP米国コア・グロース株ファンド(以下「ファンド」といいます。)は、日興AMオフショア・ファンズのシリーズ・トラストであり、ケイマン諸島の法律に準拠し、2018年5月14日付の追補証書(以下「追補証書」といいます。)に従って設立されたオープン・エンド型のユニット・トラストです。日興AMオフショア・ファンズは、ケイマン諸島の法律に準拠し、2012年10月15日付のマスター信託証書(以下「マスター信託証書」といいます。)に従って設立されており、ミューチュアル・ファンド法(2009年改正)第4条第1項(a)に基づき、ケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」といいます。)から免許を交付されています。ファンドは、2018年6月28日に運用を開始しました。

ファンドの資産は、日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド(以下「管理会社」といいます。)により、日次単位で管理されています。管理会社は、投資顧問業務を日興アセットマネジメント株式会社(以下「投資顧問会社」といいます。)に委託しています。投資顧問会社は、ファンドの資産の全部または一部の投資および再投資の運用に対する責任を他の投資顧問会社に委託することができます。ファンドの管理事務は、ニューヨーク州の法律に準拠して設立されたリミテッド・パートナーシップであるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コー(以下「保管会社」および「副管理事務代行会社」といいます。)に委託されています。

ファンドの投資目的は、米国の大・中規模の「優良」企業の株式の分散型ポートフォリオを主な投資対象とするファンドに投資することにより長期的に持分の価値の上昇を実現することです。

追補証書およびマスター信託証書の規定に従い、CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(以下「受託会社」および「管理事務代行会社」といいます。)がファンドの受託会社として任命されています。

管理会社は、三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社を代行協会員(以下「代行協会員」といいます。)および日本における受益証券の販売会社(以下「販売会社」といいます。)に選任しました。

注2 - 重要な会計方針の概要

ファンドは、財務会計基準審議会(以下「FASB」といいます。)制定の会計基準コーディフィケーション(以下「ASC」といいます。)第946号における財務会計報告に関する指針に従う投資信託会社です。

ファンドの財務書類は、2020年1月1日から2020年6月30日までの期間を反映しています。

見積りの使用

当財務書類は、米国において一般に公正妥当と認められている会計原則(以下「米国GAAP」といいます。)に基づいて作成されています。米国GAAPに基づいた財務書類の作成にあたり、ファンドの経営陣は、財務書類の日付現在の資産および負債の報告金額ならびに偶発資産および負債の開示、ならびに報告対象期間の収益および費用の報告金額に影響を与えるような見積りおよび仮定を行わなければなりません。実績額(公正価値で評価された投資対象の売却により実現した最終的な金額を含みます。)と見積額との間に差異が生じる場合があり、かかる差異は重大なものである可能性があります。

会計処理の前提

証券取引および契約に基づく取引は、取引日/契約日ベースで計上されます。受取利息は、適用ある源泉徴収税を控除した実効利回りベースで計上されます。利息費用およびその他の費用は、発生主義により計上されます。証券取引の実現損益は、売却または補償された有価証券の平均取得原価に基づいて計算されます。投資対象の評価額の変動は、運用計算書上、未実現評価益または評価損として計上されます。

投資対象の評価

その他の投資会社（以下「ヘッジ・ファンド」といいます。）への投資対象は、ファンドが採用した方針および手続に従い、測定日においてそれらの主体の管理事務代行会社が報告する受益証券1口当たり純資産価格（以下「NAV」といいます。）に基づき評価されます。ファンドが、通常の業務において原投資対象を買い戻すことができた場合、通常、かかる投資対象は、それら主体の管理事務代行会社が提供する純資産評価額で評価されます。

ファンドが原投資対象を買い戻すことができなかった場合、原ポートフォリオ・ファンドが、その投資会社に適用される会計測定指針に従い、自身の純資産評価額を算出した場合に限り、ポートフォリオ・ファンドに対する投資対象もまた、それらの主体の管理事務代行会社が提供する純資産評価額で評価されます。例えば、かかる原投資会社における投資対象は、投資顧問会社が、かかる評価額は公正価値の最も適切な指標とならないと決定した場合（その場合、投資対象は投資顧問会社によって公正価値で評価されます。）を除き、適用ある米国GAAPに従い公正価値で評価されます。

米国GAAPに準拠した公正価値の測定および開示に関する当局の指針に従い、ファンドは、公正価値の測定に用いられる評価技法よりもインプットを優先させるヒエラルキーにより、投資対象の公正価値を開示します。かかる優先順位においては、同一の資産または負債に係る活発な市場における未調整相場価格に基づく評価額が最も優先され（レベル1測定）、当該評価のために重要かつ観測不能なインプットに基づく評価額は、最も下位の優先度（レベル3測定）となります。上記指針は、以下のとおり3つのレベルの公正価値ヒエラルキーを設定しています。

- ・レベル1 - 同一の投資対象に係る活発な市場であって測定日現在ファンドがアクセス可能なものにおける未調整相場価格を反映するインプット。
- ・レベル2 - 資産または負債に関する直接的または間接的に重要かつ観測可能な、相場価格以外のインプット（活発ではないとみなされる市場におけるインプットを含みます。）。
- ・レベル3 - 重要かつ観測不能なインプット。

様々な評価手法の適用にあたってインプットが使用され、インプットは、市場参加者が評価を決定するにあたり用いる広範な仮定（リスクに関する仮定を含みます。）を前提とします。インプットには価格情報、個別および広範囲の信用情報、流動性に係る統計、ならびにその他の要因が含まれます。ある金融商品の公正価値ヒエラルキーにおけるレベルは、当該公正価値測定において重要なインプットのレベルのうち最も下位のものに基づきます。しかしながら、何をもって「観測可能」とするかは決定に際しては、投資顧問会社による重要な判断が必要です。投資顧問会社は、観測可能なデータとは、容易に入手可能な市場情報であって、定期的に配信または更新され、信頼性があることが検証可能であり、専有でなく、関連する市場に活発に関与している独立した情報源により提供されるものとみなします。当該ヒエラルキーにおける金融商品の分類は、当該金融商品の価格設定の透明性を基礎としており、投資顧問会社の認識する当該商品のリスクには必ずしも対応しません。

評価額が活発な市場の相場価格に基づいており、したがってレベル1に分類される投資対象には、活発に取引されている株式、一定の米国政府債券およびソブリン債ならびに一定の短期金融証券が含まれます。投資顧問会社は、ファンドが多額のポジションを保有し、売却により相場価格に影響を及ぼす可能性が合理的に存在するような状況であっても、かかる金融商品の相場価格に調整を行わない見込みです。

活発ではないとみなされる市場において取引されるものの、市場相場価格、ディーラーの気配値、または観測可能なインプットにより支えられる代替的な価格形成情報源に基づいて評価される投資対象は、レベル2に分類されます。かかる分類には、投資適格債券、短期投資および為替先渡し契約が含まれます。レベル2の投資対象には、活発な市場で取引されていないポジションおよび/または譲渡制限の付されたポジションが含まれるため、評価額は、流動性の欠如および/または非譲渡性（これらは通常、入手可能な市場情報に基づくものです。）を反映するよう調整される場合があります。

レベル3に分類される投資対象には、取引頻度の低さが見込まれることから、重要かつ観測不能なインプットが含まれます。レベル3の金融商品には、資産担保証券および不動産抵当担保証券が含まれます。これらの有価証券の観測可能な価格が入手可能ではない場合、ファンドは公正価値を測定するために評価技法を用います。

有価証券の評価に用いられるインプットまたは手法は、必ずしも当該有価証券への投資に伴うリスクを示すものではありません。

ASU第2015-07号に従い、ファンドのその他の投資会社への投資対象は、公正価値ヒエラルキーおよび投資活動のロールフォワードのいずれにも分類されていません。

以下の表は、2020年6月30日現在の資産負債計算書に計上された金融商品を、内容別および評価ヒエラルキーのレベル別に示したものです。かかる金融商品の詳細な分類については、投資有価証券明細表に表示されています。当期間中、レベル間の移動はありませんでした。

負債の公正価値

（単位：米ドル）

レベル1 レベル2 レベル3

公正価値
（2020年6月30日現在）

為替先渡し契約	-	68,121	-	68,121
合計	-	68,121	-	68,121

外貨換算

米ドル(以下「米ドル」または「機能通貨」といいます。)以外の通貨で保有される資産および負債は、財務書類の日付現在の実勢為替レートで機能通貨に換算されます。収益および費用は、当該収益または費用が発生した日現在の実勢為替レートで換算されます。外国為替取引により生じた実現損益および未実現損益は、当該取引の発生した期間における運用計算書に含まれます。

ファンドでは、投資対象に係る為替レートの変化に起因して生じた実績部分を、保有する有価証券の市場価格の変化により生じた変動と区別しません。かかる変動は、投資対象に係る実現純損益および未実現純損益に含まれます。

所得税

ケイマン諸島の現行法上、ファンドに課せられる所得税、源泉徴収税、キャピタル・ゲイン税またはその他の税金は存在しません。ケイマン諸島以外の一定の法域において、ファンドが受け取る配当および利息に対し、外国の源泉徴収税を課せられる場合があります。かかる法域において、ファンドに由来するキャピタル・ゲインは通常、外国の所得税または源泉徴収税を免除されることとなります。ファンドは、いかなる法域においても所得税を課せられることのないように事業を営む意向です。したがって、財務書類上、所得税引当金は設定されたことはありません。受益者は、その個別の事情に応じて、ファンドの課税基準所得の持分相当分に対し、課税されることがあります。

ファンドは、税務ポジションの不確実性に係る会計処理および開示に関する当局の指針(FASB制定のASC第740号)に従います。かかる指針により、管理会社は、ファンドの税務ポジションが、適用ある税務当局の審査の結果、認められる可能性が認められない可能性を上回るかどうか、判断しなければなりません。かかる判断には、当該ポジションの技術的利点に基づき、関連する不服申し立てまたは訴訟手続を決議することも含まれます。認定の最低基準を満たすであろう税務ポジションに関しては、財務書類上に認識される税務ベネフィットは、関連する税務当局との最終的な解決を経て実現される最大ベネフィットの可能性が50%を上回ることにより縮小します。管理会社は、この当局指針に基づく財務書類に対する影響は、ごくわずかまたはゼロであると判断しました。

為替先渡し契約

ファンドは、米ドル以外の通貨建ての投資対象の全部もしくは一部に係る為替リスクに対するヘッジまたは効率的なポートフォリオ管理を目的として、為替先渡し契約を締結することがあります。為替先渡し契約を締結する場合、ファンドは、確定金額の外貨を合意済みの価格により合意済みの将来の期日に受け取ることまたは引き渡すことに合意します。こうした契約では、日々評価が行われ、契約上のファンドの純持分(該当する契約に係る未実現評価益/(評価損))を表し、契約締結日現在の先渡し為替レートと報告日現在の先渡し為替レートとの差により測定されます。)は、資産負債計算書に計上されます。実現損益および未実現損益は、運用計算書に計上されます。

こうした金融商品には、資産負債計算書に認識される金額を超える市場リスクもしくは信用リスクまたはその両方のリスクが伴います。リスクは、カウンターパーティが契約条件を履行できなくなる可能性から生じ、また、通貨の価値、有価証券の評価額および金利の変動から生じます。クラス・レベルのヘッジに加えて、ファンドには当期間中、為替先渡し契約2件(その平均想定元本は110,025米ドル、満期日までの平均残存期間は10日間です。)により411米ドルの実現損失がありました。ファンドには当期間中、円ヘッジクラス・レベルで保有される為替先渡し契約24件(その平均想定元本は6,358,077米ドル、満期日までの平均残存期間は30日間です。)により52,093米ドルの実現純利益がありました。

現金および外貨

現金および外貨は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーの保有するすべての通貨ならびにその他の金融機関への翌日物預金および短期預金により構成されます。

注3 - 投資先ファンドへの投資

以下の情報は、投資先ファンドの2019年12月31日の監査済財務書類から抜粋されたものであり、2020年6月30日現在の投資先ファンドの情報と一致しています。

ファンドは、主として、ルクセンブルグの法律に基づいて設立された変動資本を有する投資法人(以下「SICAV」といいます。)であるティー・ロウ・プライス・ファンズSICAVのサブ・ファンドである、USブルーチップ・エクイティ・ファンド(以下「投資先ファンド」といいます。)の受益証券に投資します。SICAVは、投資信託の運用に関する2010年12月17日法(以下「2010年法」といいます。)パートに基づき、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「UCITS」と

います。)としての適格性を有しており、金融監督委員会(以下「CSSF」といいます。)が維持する投資信託の正式なリストに登録されています。

投資先ファンドの目的は、主に米国の大・中規模の「優良」企業の株式の分散型ポートフォリオに投資することにより、その投資対象の価値を高めることで長期的に受益証券の価値を高めることです。

特に、投資先ファンドは、その総資産の3分の2以上を、アメリカ合衆国に設立されているかまたは事業の大半をアメリカ合衆国内で行っている企業で、ラッセル・ミッドキャップ指数もしくはS&Pミッドキャップ400指数における企業以上の時価総額を有する企業で、かつ業界での主導的地位、経験豊かな経営陣および強固な財務基盤を有する企業の株式および株式関連証券に投資します。証券の種類には、普通株式、優先株式、ワラント、米国預託証券、欧州預託証券およびグローバル預託証券が含まれます。

投資先ファンドは、債務証券および短期金融証券に、その資産の3分の1を超えて投資をしません。

投資先ファンドは、ヘッジ目的および効率的なポートフォリオ運用の目的でデリバティブを使用することがあります。

投資先ファンドの財務書類は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に基づいて作成され、投資先ファンドの会計方針は、ファンドの会計方針と実質的に一致しています。投資先ファンドの受益証券は、各営業日に買い戻すことができます。

注4 - 受益証券

ファンドの純資産は、円ヘッジクラス受益証券および米ドルクラス受益証券に分類されます。受益証券は、円建ておよび米ドル建てです。円ヘッジクラス受益証券および米ドルクラス受益証券は、以下に該当しない者、法人または主体のような適格投資家によって入手可能です。()米国投資家、()ケイマン諸島に居住するまたは住所を置く者または主体(慈善信託もしくは団体またはケイマン諸島の特例会社もしくは非居住会社を除きます。)、()適用法に違反することなく受益証券の申込みまたは保有を行うことができない者、および()上記()から()に規定される者、法人もしくは主体の保管者、名義人もしくは受託者、または管理会社が受託会社の承認を得た上で随時に決定するその他の者、法人もしくは主体。

管理会社は、受益者に対する事前の通知または受益者の書面による同意なしに、ファンドの一または複数のクラスの受益証券の発行を決定することができます。

円ヘッジクラス受益証券および米ドルクラス受益証券に帰属するすべての純資産は、1種類の受益者に保有されます。

（単位：米ドル）

	円ヘッジクラス	米ドルクラス	ファンド 合計
2019年12月31日現在の残高	12,799,567	36,019,078	48,818,645
期間中の申込み	3,253,011	27,139,492	30,392,503
期間中の買戻し	(5,384,545)	(24,360,517)	(29,745,062)
運用による純資産の純増加	937,701	3,679,157	4,616,858
2020年6月30日現在の純資産	11,605,734	42,477,210	54,082,944
2019年12月31日現在の発行済受益証券口数	125,027口	3,102,300口	3,227,327口
期間中に発行された受益証券	31,592口	2,262,918口	2,294,510口
期間中に買い戻された受益証券	(51,674)口	(1,991,335)口	(2,043,009)口
2020年6月30日現在の発行済受益証券口数	104,945口	3,373,883口	3,478,828口
2020年6月30日現在の受益証券1口当たり純資産価格	110.59	12.59	

受益証券の申込み

適格投資家は、米ドルクラス受益証券について、当初募集期間中、受益証券1口当たり10.00米ドルの当初購入価格にて、円ヘッジクラス受益証券について、当初募集期間中、受益証券1口当たり10,000円の当初購入価格にて申込みを行いました。当初募集期間は、2018年6月18日に開始し、2018年6月27日に終了しました。申込者は、申込価格の他、購入価格の最大3%（税引前）の申込手数料を販売会社に対して支払うものとします。

当初募集期間において、申込者1人当たりの米ドルクラス受益証券の最低申込口数は、受益証券について10口以上1口単位でした。当初募集期間において、申込者1人当たりの円ヘッジクラス受益証券の最低当初申込口数は、受益証券について1口以上1口単位でした。

継続募集期間において、受益者1人当たりの米ドルクラス受益証券の最低申込口数（金額）は、受益証券について10口以上0.001口単位（100米ドル以上0.01米ドル単位）です。継続募集期間において、受益者1人当たりの円ヘッジクラス受益証券の最低申込口数（金額）は、受益証券について1口以上0.001口単位（10,000円以上1円単位）です。

管理会社は随時、その単独の裁量により上記記載の最低当初申込口数（金額）および最低追加申込口数（金額）を放棄または変更することができます。

受益証券の買戻し

ファンドは、負債と株主資本の区別に関する当局の指針に従って買戻しを認識します。買戻しは、日本円、米ドルまたは受益証券で表示されるかを問わず、買戻通知で要求される米ドル、日本円および受益証券の額のそれぞれが確定した時点（一般的に要求の性質により通知の受領時または会計期間末日のいずれかにおいて起きる可能性があります。）で負債として認識されます。その結果、期間末以降に支払われた買戻額は、期間末の純資産に基づきますが、2020年6月30日現在に支払われる買戻額として反映されています。2020年6月30日現在において、571,057米ドルの未払買戻額があり、それは資産負債計算書における買戻済受益証券に係る未払金に含まれています。

受益者による受益証券の買戻し

受益証券は、受益者の選択により、各買戻日に買い戻すことができます。

買い戻しを希望する受益者は、必要事項を記入した買戻通知書を、関連する買戻日の午後3時（東京時間）までに販売会社がこの受領できるように、販売会社に送付しなければなりません。販売会社は、必要事項を記入した買戻通知書を、関連する買戻日の午後6時（東京時間）または副管理事務代行会社が特定の場合に決定するその他の時間までに、副管理事務代行会社に送付します。

当該買戻通知書が関連する時間までに副管理事務代行会社により受領されていない場合、買戻通知書は、翌買戻日まで持ち越され、受益証券は当該買戻日において適用される当該買戻日に関連する買戻価格で買い戻されます。関連する取引日の翌日または翌々日が日本の銀行または証券取引所の休業日にあたる場合、かかる取引日に受領された買戻通知書は受理されず、翌買戻日に受理されます。

一旦提出された場合、買戻通知書を取り消すことはできません。

強制買戻し

受託会社または管理会社が、ファンドのクラスの受益証券がかかるファンドにとって適格投資家でない者によりもしくはかかる者のために保有されており、またはその保有によりトラストもしくはファンドが登録義務を負い、税金を課せられもしくはいずれかの法域の法律に違反することになると判断した場合、または受託会社もしくは管理会社が、かかる受益証券の申込みもしくは購入の資金をまかなうために使用された資金源の適法性を疑う理由を有する場合、または理由の如

何にかかわらず(受託会社または管理会社が受益者に理由を開示しないことができます。)受託会社または管理会社がその絶対的な裁量により、関連するクラスの受益者またはファンド全体の受益者の利益を考慮し、適切と考えたと判断した場合、管理会社は、受託会社と協議の上、その保有者に対して、かかる受益証券を10日以内に売却し(「受益証券の譲渡」に定める規定に従います。)、かかる売却の証拠を受託会社および管理会社に提供するように命令することができます、上記が満たされない場合、管理会社はかかる受益証券を買い戻すことができます。

ファンドの終了

終了により、管理会社はファンドのすべての資産を換金し、適切に支払われるべきすべての負債の適切な引当金および終了に関する費用の留保準備金の支払いまたは留保後、受託会社は当該換金の手取金を受益者にファンドの終了日現在のファンドにおける各持分に応じて按分して分配するものとします。

受益者に対する分配

管理会社は、その単独の裁量により、2019年5月から随時分配を宣言することができます。分配は、各分配基準日に年次で宣言され、各分配落ち日に計算されます。分配期間とは、直前の分配基準日の翌暦日に開始し、分配基準日(同日を含みます。)に終了する期間をいいます。分配金は、関連する分配日に支払われます。ただし、関連する分配期間の関連するクラスの受益証券について宣言されたかかる分配金(もしあれば)は、ファンドの収益、実現/未実現のキャピタル・ゲインおよび管理会社が決定する当該クラスの受益証券に帰属する分配可能なファンドの資金から支払われます。

受益者に対する分配の宣言により、受益証券1口当たりのクラス・レベルの純資産価格は、相当する受益者1人当たりのクラス・レベルの受益証券口数に影響を与えることなく下落します。これにより、ファンドに対する受益者の投資全体が減少します。さらに、事業成績に起因するファンドの純資産の純増を超える期間中の分配により、分配の一部が資本収益となります。

分配金(もしあれば)の額は、管理会社の単独の裁量により決定され、各(またはいずれかの)分配期間において分配が行われるという表明または保証はなされていません。

資本

受益証券1口当たり純資産価格は、各取引日(各評価日またはファンドに関して管理会社が随時決定することのできるその他の日)につき、ファンドの資産および負債(ファンドの発生した報酬および費用を含みます。)の差額を発行済受益証券口数で除して、計算されます。

信託証書には、ファンドにおける発行予定の受益証券口数は、管理会社の決定どおりに制限がないものとし、無額面であるものとする旨が定められています。

注5 - デリバティブ金融商品

ASC第815-10-50号により、デリバティブ商品およびヘッジ活動について開示がなされなければなりません。それにより、ファンドは、a) 事業体がデリバティブ商品を利用する方法および理由、b) デリバティブ商品および関連するヘッジ項目がどのように計上されているか、ならびにc) デリバティブ商品および関連するヘッジ項目がどのように事業体の財務状態、財務業績およびキャッシュ・フローに影響を与えるかについて開示することが求められています。

ファンドは、各商品の主要なリスク・エクスポージャーを為替リスクとして、主にヘッジ目的で、先渡しデリバティブ商品を取引しています。ファンドが保有する為替先渡し契約は、会計処理上ASC第815号の要件に従い、ヘッジとはみなされません。このようなデリバティブ商品の公正価値は、資産負債計算書に実現利益/(損失)として反映された公正価値の変動とともに計上されるか、またはデリバティブに係る未実現評価益/(評価損)純変動として運用計算書上に計上されます(注2)。

ファンドは、カウンターパーティ・リスクを軽減するためにカウンターパーティと国際スワップ・デリバティブ協会マスター契約(以下「ISDAマスター契約」といいます。)を締結することができます。ISDAマスター契約は、以後のすべてのデリバティブ取引に関する双務的条件を含み、一般的にファンドおよびそのカウンターパーティで交渉されます。ISDAマスター契約により、信用事由または不履行が起こった場合に、カウンターパーティに対して支払うべき金額またはカウンターパーティから受け取るべき金額すべてをネットिंगして一括でネット決済することができます。

ファンドは、資産負債計算書上、デリバティブ契約の債権および債務の公正価値を相殺しない選択を行いました。

2020年6月30日現在、ファンドは、マスター・ネットING契約(以下「MNA」といいます。)に基づき相殺可能な金額およびファンドにより供された担保を控除した金額で、カウンターパーティによる以下のデリバティブ負債取引を行っております。

(単位:米ドル)

カウンターパーティ	MNAに服する デリバティブ 負債	相殺可能な デリバティブ	供された 非現金担保	供された 現金担保	デリバティブ 負債純額 ⁽¹⁾
Brown Brothers Harriman & Co.	2,692	-	-	-	2,692
Citi PB	65,429	-	-	-	65,429
合計	68,121	-	-	-	68,121

(1)純額は、債務不履行事由の発生時におけるカウンターパーティによる債務純額と同額です。

2020年6月30日現在、ファンドは、以下のデリバティブ取引を行っております。

ヘッジ商品として 計上されないデリバティブ	資産デリバティブ		負債デリバティブ	
	資産負債計算書 の発生項目	公正価値	資産負債計算書 の発生項目	公正価値
為替先渡し契約 (通貨リスク)	為替先渡し契約 に係る未実現 評価益	-	為替先渡し契約 に係る未実現 評価損	68,121

2020年6月30日に終了した期間の運用計算書におけるデリバティブ商品の影響額は以下のとおりです。

ヘッジ商品として 計上されない デリバティブ	デリバティブに係る 利益または（損失）の 発生項目	デリバティブに係る 実現利益または （損失）	デリバティブに係る 未実現評価益または （評価損）の変動
	為替先渡し契約 (通貨リスク)	為替先渡し契約 に係る実現純利益、 為替先渡し契約 に係る未実現評価損 の変動	51,682

注6 - 管理報酬

管理会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生し計算される純資産価額に対する合計年率最大0.28%（管理会社報酬として年率0.03%ならびに投資顧問報酬として2.5億米ドル以下の純資産価額に対する年率0.25%、2.5億米ドル超5億米ドル以下の純資産価額に対する年率0.24%および5億米ドル超の純資産価額に対する年率0.22%）の管理報酬を毎月後払いにて受領することができます。また、管理会社は、ファンドの資産から、マスター信託証書に基づき認められる自らの権限および職務の適切な遂行において管理会社が負担した費用の払戻しを受ける権利も有します。

2020年6月30日に終了した期間において、管理会社は72,036米ドル（2020年6月30日現在、8,486米ドルが未払い）の報酬を得ました。

管理会社は、自身の報酬から投資顧問会社の報酬を支払います。投資顧問会社は、その受任者または投資顧問会社がファンドに関してその職務を遂行するために任命するその他の関係者の報酬を支払う責任を負います。ただし、投資顧問会社は、投資先ファンドの受益証券の申込および買戻しにかかる取引手数料を請求することができます。

注7 - 保管会社および副管理事務代行会社報酬

ファンドは、保管会社および副管理事務代行会社との間に保管および会計に関する契約を締結しており、これにより保管会社は、資産合計および取引額に基づき毎月計算され、支払われる報酬を受領します。

保管会社および副管理事務代行会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生し計算される純資産価額に対する下記の年率で副管理事務代行報酬等（名義書換事務代行報酬を含みます。）を受領することができます。

0.07%	2.5億米ドル以下の部分
0.06%	2.5億米ドル超5億米ドル以下の部分
0.05%	5億米ドル超の部分

当該副管理事務代行報酬等は、年間最低報酬を60,000米ドルとし、毎月後払いされます。また、副管理事務代行会社は、ファンドの資産から、ヘッジを含む為替サービスに係る報酬として当該クラスの純資産価額に対する年率0.05%（た

だし、年間最低報酬を50,000米ドルとします。)を受領する権利を有します。さらに、保管会社および副管理事務代行会社は、通常の保管報酬および取引手数料を受領する権利も有します。保管会社および副管理事務代行会社が支払った実費についても全額ファンドの負担となります。2020年6月30日に終了した期間において、保管会社は59,725米ドル(2020年6月30日現在、46,153米ドルが未払い)の報酬を得ました。

注8 - 受託会社および管理事務代行会社報酬

受託会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生し計算される純資産価額に対する年率0.015%の合計報酬(ただし、年間最低報酬を15,000米ドルとします。)を四半期毎に後払いにて受領することができます。2020年6月30日に終了した期間において、受託会社は7,478米ドル(2020年6月30日現在、3,722米ドルが未払い)の報酬を得ました。

注9 - 代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、各評価日に発生し計算される純資産価額に対する年率0.03%の報酬を四半期毎に後払いにて受領することができます。2020年6月30日に終了した期間において、代行協会員は7,718米ドル(2020年6月30日現在、3,954米ドルが未払い)の報酬を得ました。

注10 - 販売会社報酬

販売会社は、ファンドの資産から、各評価日に発生し計算される純資産価額に対する年率0.65%の報酬を四半期毎に後払いにて受領することができます。2020年6月30日に終了した期間において、販売会社は167,225米ドル(2020年6月30日現在、85,680米ドルが未払い)の報酬を得ました。

注11 - その他の報酬および経費

ファンドの設立および受益証券の募集ならびにトラストの設立に関連する経費および費用(要求される目論見書または説明書類の作成および印刷にかかる経費および費用を含みます。)は、約140,000米ドルを見込んでいます。かかる経費および費用は、受託会社が他の方法を適用すべきと判断しない限り、ファンドの最初の5計算期間内に償却されます。管理事務代行会社はFATCA/CRSのコンプライアンス業務として年1,500米ドルを受領します。

投資先ファンドは、投資先ファンドの資産から、投資先ファンドの純資産価額に対する年率0.65%程度の報酬を受領することができます。

注12 - 財務リスクマネジメント

ファンドの活動は、市場リスク(価格リスク、金利リスクおよび為替リスクを含みます。)、信用リスクおよび流動性リスクといった多様な財務リスクにさらされています。

市場リスク

すべての投資には、元本が減少するリスクがあります。投資顧問会社は、有価証券およびその他の金融商品の慎重な選択により、かかるリスクを緩和させます。

ファンドの投資管理プロセスは、注1に記載されています。ファンドが、中長期での値上がり益および収益の実現という目的を達成することができるかどうかは、主に、投資先ファンドへの投資の結果にかかっています。

ファンドの投資の価値は、多数の要因(より幅広い経済の変化、金融市場および通貨市場、外国為替レートならびに金利の動向を含みますが、これらに限られません。)の影響を受けます。ファンドは、その資産負債計算書に反映される金額を上回る市場リスクを様々な程度で有する先渡し契約を締結します。かかる契約の契約金額は、これらの金融商品へのファンドの投資の度合いを表します。これらの金融商品の基礎となる外国為替レートの変動によっては、かかる契約に関連する市場リスクが生じることがあります。

その他の市場リスクおよび信用リスクには、かかる契約の市場が非流動的である可能性、かかる契約の価値の変動が原通貨の価値の変動と直接関連しない可能性、または先物契約の相手方が、当該契約の条件に従った義務の履行を怠る可能性が含まれます。ファンドの、未決済の先物契約、先渡し契約、スワップ契約およびオプション契約の相手方の不履行に起因して損失を負うエクスポージャーは、かかる金融商品に内在する未実現評価益に限定されており、これは、資産負債計算書に計上されています。

信用リスク

信用リスクは、相手方または債券発行者が、ファンドに対する条件に従った義務の履行を怠った場合に、ファンドが負う可能性のある損失を表します。市場で取引される契約の場合、取引所が個別の取引の相手方として行為するため、個別のポジションの相手方との間の受渡しのリスクを負います。ファンドの経営陣は、未決済のデリバティブ契約に関連する信用リスクがファンドの財政状態に重大な悪影響を与えとは考えていません。

管理会社は、保管会社を監視し、当該会社が適切な保管会社であると信じていますが、当該会社またはファンドが随時使用する保管会社が支払不能に陥り、その結果ファンドが損失を被らないという保証はありません。

米国破産法および1970年証券投資家保護法の両方が、機関の破綻、支払不能または清算時の顧客の保護を定めていますが、ファンドの資産を保管する機関が破綻した場合に、一定期間資産を使用できないか、その資産を最終的に全額回復することができないか、またはその両方により、ファンドが損失を被ることがないという確証はありません。ファンドのすべての現金が一つの機関で保管されているため、かかる損失は、重大なものになり、また、ファンドの投資目的を実現する能力を著しく損なう可能性があります。ファンドは、かかる機関が未払金を返済する義務を履行できない可能性がある限り、信用リスクを負います。

流動性リスク

投資家は、受益証券の価値が上昇することもあれば下落することもあることにご注意ください。ファンドへの投資は一定のリスクを伴います。また、ファンドの投資目的が実現するという保証はありません。

ファンドは、日々、その受益証券の買戻しを求められる可能性があります。経営陣は、事業運営に必要な当面のおよび予測できる資金ならびに、必要な場合、買戻しに充てるためおよびより小規模な金額での取引を適切に反映する市場ポジションを実現するための流動性を十分に有していると信じています。ファンドがその義務を履行する能力を確実に有するよう、経営陣はかかる持高を継続的に監視しています。

受託会社は、原ファンドの1口当たり純資産価格の計算が停止した場合、管理会社と協議の上、受益証券の発行および買戻しならびにこれらの取引に関する支払いを停止することができます。受託会社は、当該停止が行われたか、解除された後、受益者に対して可能な限り速やかに通知するものとします。申込みの申請および買戻し通知書は、かかる停止の間に撤回することはできず、次の取引日に処理されます。ファンドのすべての受益者は、当該停止について書面によって速やかに通知され、当該停止の終了時において速やかに通知されるものとします。

為替リスク

ファンドは米ドル建てですが、米ドルクラス受益証券の価格は米ドル建てで決定され、円ヘッジクラス受益証券の価格は円建てで決定されます。ただし、ファンドはその資産の一部または全部を、他の通貨または価格が日本円以外もしくは米ドル以外の通貨を参照して決定される日本円以外もしくは米ドル以外の通貨建ての商品に投資することができます。ファンドの資産の価額は、日本円の為替相場のみならず、ファンドが投資している様々な現地の市場および通貨における投資対象の価格の変動に伴って変動します。

ファンドはまた、オプションおよび為替予約の活用により為替変動に対してヘッジを行うことがあります。そのようなヘッジ取引が効果的である保証はなく、またそのような技巧はコストおよび追加のリスクを伴います。

投資顧問会社は、ファンドの通貨エクスポージャーを日々監視しています。

注13 - 借入制限

管理会社および/またはその受任者は、ファンドの勘定で資金を借り入れることができます。ただし、かかる借入の結果、ファンドのためになされた借入総額残高が、かかる借入の直後に純資産総額の10%を超える場合には、資金の借入は行わないものとします。ただし、特殊な状況(ファンドが別のシリーズ・トラスト、投資ファンドまたはその他の種類の集団投資スキームと合併される場合を含みますが、これらに限られません。)においては、12ヶ月を超えない範囲で一時的にかかる制限を超過することができるものとします。

注14 - 契約義務および偶発債務

通常業務において、受託会社はファンドに代わって、様々な表明保証を含む契約を締結することができます。それらは一般補償を規定しています。一般補償は、かかる表明保証が真実でないという範囲において適用されるだけでなく、ファンドの管理事務代行会社、監査役または投資顧問会社といったファンドについて実施されたサービスに関する第三者からの要求についても補償され得ます。かかる取決めに基づく受託会社の最大のエクスポージャーについては、受託者に対してなされる未だ発生していない将来の要求の範囲においてのみエクスポージャーが発生することから、把握することができません。しかしながら、経験に基づき、受託会社は、損失リスクの隔離を図っています。

注15 - 最近公表された会計基準

FASBは、2018年8月28日に会計基準アップデートASU第2018-13号「公正価値測定(トピック820):開示フレームワーク-公正価値測定に関する開示規定の改訂」(以下「ASU第2018-13号」といいます。)を公表しました。ASU第2018-13号は、ASC第820号の開示目的に関する条項を修正するものであり、(1)「事業体は少なくとも開示するものとします(an entity shall disclose at a minimum)」という文言から「少なくとも(at a minimum)」が、また、(2)事業体による裁量権の適切な行使を促すためのその他の類似の「オープン・エンド型」の開示要件が削除されます。ASU第2018-13号

はまた、ASC第820号に基づくその他の要件も削除および修正します。当該アップデートは、すべての事業体に対して、2019年12月15日以降に開始する会計年度および当該会計年度中の中間会計期間について適用されます。早期適用も認められています。

現時点において、これらの変更が財務書類に影響を及ぼすことは予想されていません。

注16 - 当期間中における重要な事項

COVID-19

2020年3月11日、世界保健機関は、新型コロナウイルス感染症(2019年)(以下「COVID-19」といいます。)をパンデミックと表明しました。()混乱の期間、および()COVID-19が世界市場に与える影響については依然として不透明です。

注17 - 後発事象

経営陣は、2020年8月26日(財務書類の発表日)までの後発事象のレビューを行いました。

2020年7月1日から2020年8月26日までの期間において、円ヘッジクラス受益証券について4,019,000米ドルの申込みおよび4,224,282米ドルの買戻しがありました。また、円ヘッジクラス受益証券について分配はありませんでした。

2020年7月1日から2020年8月26日までの期間において、米ドルクラス受益証券について8,847,462米ドルの申込みおよび10,409,527米ドルの買戻しがありました。また、米ドルクラス受益証券について分配はありませんでした。

その他ファンドに関して報告する重要な事項はありません。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

(1) 資本金の額

2020年7月末日現在の資本金の額は、480,000米ドル（約5,021万円）で、発行済株式数は、1株1米ドル（104.60円）の普通株式480,000株です。管理会社の授権株式資本金は、1株1米ドル（104.60円）の普通株式1,000,000株から成る1,000,000米ドル（約1億460万円）です。

管理会社は、2003年9月26日付で、普通株式30,000株をもって設立され、2007年7月30日付で普通株式450,000株が追加発行されました。

(2) 事業の内容及び営業の状況

i) 管理会社の事業の内容及び営業の概況

管理会社は、投資信託を設定し、管理を行うことを専業とします。

管理会社は、2020年7月末日現在、26本の投資信託の管理・運用を行っており、管理投資信託財産額の概算は約5,064百万米ドル（約5,297億円）です。

（2020年7月末日現在）

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	管理投資信託財産の本数	純資産額の合計（通貨別）
ケイマン諸島	オープン・エンド型投資信託	11	233,657,706,187円
		15	2,854,041,157米ドル

ii) 管理会社としての役割

管理会社は、CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」といいます。）および管理会社の間で締結された2012年10月15日付のマスター信託証書（以下「マスター信託証書」といいます。）に基づき、ファンドの投資運用および資産の再投資について責任を負います。管理会社は、ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改正）の意味および目的における、日興AMオフショア・ファンズ（以下「トラスト」といいます。）および各シリーズ・トラストの「インベストメント・アドバイザー」です。

管理会社は、権利、特権、権限、職務、責務および裁量権の全部または一部を、いずれかの者、機関、会社または法人に対して委託する権限を有し、適用法令で認められる範囲内で、すべての受任者または再受任者の行為について責任を負いません。

管理会社は、将来の債権者との関係または取引において、かかる関係または取引の結果返済期限が到来したまたは到来する予定の債務にかかる債権者に返済するための引当てとなる資産が、関連するシリーズ・トラストの資産に限定されることを確保します。

管理会社は、（マスター信託証書およびその2018年5月14日付の追補証書に基づく管理会社の権利および職務の適切な遂行において）シリーズ・トラストの管理会社として被る可能性のある訴訟行為、費用、請求、損失、経費または要求に対する補償を目的として、当該シリーズ・トラストの現金、その他の財産および資産に対して返還請求を行う権利を有します。ただし、かかる権利は、管理会社の故意の不履行、悪意、詐欺または重大な過失による作為や不作為に起因する訴訟行為、費用、請求、損失、経費または要求には適用されません。疑義を避けるために付言すれば、管理会社は、他のファンドに関連して発生した債務について、ファンドの現金、その他の財産および資産から補償を受ける権利を有さず、過去または現在の受益者から補償を受ける権利も有しません。

管理会社は、マスター信託証書に定める様々な事項について法的責任を負いません。管理会社は、適切と判断する補償条項を含む契約を、トラストまたはシリーズ・トラストを代理して、トラストまたは当該シリーズ・トラストのその他のサービス提供者と締結する権限を有します。

管理会社は、受託会社に対する90暦日以上前の書面による通知により辞任することがあります。かかる辞任は、後任の管理者の任命後にのみ効力を生じるものとします。

管理会社は、マスター信託証書により付与された委託権限に従い、管理事務代行業務の一部および保管業務の一部を副管理事務代行会社および保管会社であるブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・コーに委託しています。

(3) その他

本書提出前6ヶ月以内において、訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

1. 管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、国際財務報告基準に基づき作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. 管理会社の原文の財務書類は、管理会社の本国における独立監査人であるケーピーエムジー エルエルピーの監査を受けております。なお、ケーピーエムジー エルエルピーは、公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。
3. 日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2020年7月31日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=104.60円)が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

[次へ](#)

日興AMグローバル・ケイマン・リミテッドの取締役宛の独立監査人の報告書

2020年3月31日に終了した年度

監査意見

我々は、日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド（以下「当社」という。）の2020年3月31日現在の貸借対照表、同日に終了した年度の包括利益計算書、株主資本変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書、ならびに注記2に記載される会計方針を含む関連する注記から構成される、2020年3月31日に終了した年度の法定外財務書類について監査を行った。法定外財務書類は、注記1に記載される理由により作成されている。

我々の意見では、当法定外財務書類は、

- ・当社の2020年3月31日現在の状態、ならびに同日に終了した年度のその利益について、真実かつ公正な概観を表示しており、
- ・欧州連合が採用した国際財務報告基準に準拠して適正に作成されている。

意見の根拠

我々は、国際監査基準（英国）（以下「ISA (UK)」という。）および2020年4月2日付の監査契約書の条件に準拠して監査を実施した。我々の責任については、以下に記載されている。我々は、FRCの倫理基準を含む英国の倫理上の要件に基づき倫理上の責任を果たしており、かかる要件に準拠して、当社から独立した立場にある。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見の充分かつ適切な根拠であると確信する。

継続性

取締役は、当社の清算または業務の停止を行う意図はなく、また、当社の財務状態が、これが現実的であることを意味していると判断したため、継続会計基準に準拠して法定外財務書類を作成した。取締役はまた、法定外財務書類の承認日から少なくとも1年のあいだ（以下「継続可能期間」という。）に、当社の継続性に重要な疑念を生じさせる重大な不確実性が存在しないと判断した。

我々は、継続会計基準の採用が妥当ではないと判断した場合、または法定外財務書類の承認日から少なくとも1年のあいだに、かかる基準の採用に重要な疑念を生じさせる未公表の重大な不確実性が存在すると判断した場合、この点について報告しなければならない。我々は、取締役の判断に対する評価において、ブレグジットの影響を含め、当社のビジネスモデルに付随するリスクを検討し、それらのリスクが当社の金融資産または継続可能期間における継続性にどのように影響する可能性があるかを解析した。これらの点において、我々が報告すべき事項はない。

しかしながら、我々が将来のすべての事象または状況を予測することは不可能であり、かつ、後発事象が、判断された当時は妥当であった判断と矛盾する結果となる可能性があるため、本監査報告書において重大な不確実性について言及がないことは、当社が運営を継続することを保証するものではない。

その他の情報

取締役は、取締役報告書から構成されるその他の情報について責任を負っている。法定外財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、したがって、我々は監査意見を表明せず、いかなる形式の保証の結論も表明しない。

我々の責任は、その他の情報を通読し、その過程において、その他の情報が、我々の法定外財務書類または我々の監査知識に基づき、重大な虚偽記載があるかどうかを考慮することにある。我々は、当該作業にのみ基づき、その他の情報においていかなる重大な虚偽記載も識別していない。

取締役の責任

英文財務書類5頁（訳注：原文の頁）の取締役の責任に関する報告書に詳述されるとおり、取締役は、真実かつ公正な概観を表示することを目的とした法定外財務書類の作成、欺罔または過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない法定外財務書類の作成を行うために取締役が必要と決定する内部統制、当社の継続性を評価し、それが適用される場合には、継続性に関する事項の開示、および取締役が当社の清算もしくは業務の停止を予定している、またはそれ以外に現実的な選択肢がない場合を除いて、継続会計基準の採用に関して責任を負う。

監査人の責任

我々の目的は、欺罔または過失の如何にかかわらず、法定外財務書類全体に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得ることおよび監査人の報告書において監査意見を発行することである。合理的な確信とは高い水準の確信ではあるが、ISA (UK)に準拠して実施した監査が、必ずしも重大な虚偽記載を発見することを保証するものではない。虚偽記載は欺罔または過

失から生じる可能性があり、重大とみなされるのは、個別にまたは全体として、法定外財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に予想される場合である。

我々の責任に関する完全な内容については、FRCのウェブサイト(www.frc.org.uk/auditorsresponsibilities)で説明されている。

我々の監査の目的および我々が責任を有する当事者

我々の報告書は、契約の条件に準拠して、当社のためにのみ作成されている。我々の報告書は、我々の書面による事前承認を得ずにそのすべて(当社自身の内部使用目的を除く。)または一部を複写、参照または開示しないことを条件に、当社に対して提出されたものである。

我々の報告書は、当社の当時の必要性により決定された当社の合意による要件を満たすよう作成された。したがって、我々の報告書は、いかなる目的のため、また、いかなる文脈においても、我々に対する権利の取得を望む当社以外の者が使用または依拠できるものとみなされてはならない。当社を除き、我々の報告書またはその写しを入手し、我々の報告書(またはその一部)に依拠することを選択したいかなる者も、自己のリスク負担においてこれを行う。ケーピーエムジー エルエルピーは、法律が認める最大限の範囲において、当社以外のいかなる者に対しても、我々の報告書に関して一切の責任を負わない。

マイケル・マクギャリー(上級法定監査人)

ケーピーエムジー エルエルピーを代表して

公認会計士

ロンドン、E14 5GL

カナダ・スクエア15

2020年8月6日

[次へ](#)

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE DIRECTORS OF NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LTD
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2020

Opinion

We have audited the non-statutory accounts of Nikko AM Global Cayman Ltd ("the company") for the year ended 31 March 2020 which comprise the Statement of Financial Position as at 31 March 2020, the Statement of Comprehensive Income, the Statement of Changes in Equity, and the Cash Flow Statement for the year then ended, and related notes including the accounting policies in note 2. The non-statutory accounts have been prepared for the reasons set out in note 1.

In our opinion the non-statutory accounts:

- give a true and fair view of the state of the Company's affairs as at 31 March 2020 and of its profit for the year then ended; and
- have been properly prepared in accordance with International Financial Reporting Standards as adopted by the European Union.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK) ("ISAs (UK)") and the terms of our engagement letter dated 02 April 2020. Our responsibilities are described below. We have fulfilled our ethical responsibilities under, and are independent of the company in accordance with, UK ethical requirements including the FRC Ethical Standard. We believe that the audit evidence we have obtained is a sufficient and appropriate basis for our opinion.

Going concern

The directors have prepared the non-statutory accounts on the going concern basis as they do not intend to liquidate the company or to cease its operations, and as they have concluded that the company's financial position means that this is realistic. They have also concluded that there are no material uncertainties that could have cast significant doubt over its ability to continue as a going concern for at least a year from the date of approval of the non-statutory accounts ("the going concern period").

We are required to report to you if we have concluded that the use of the going concern basis of accounting is inappropriate or there is an undisclosed material uncertainty that may cast significant doubt over the use of that basis for a period of at least a year from the date of approval of the non-statutory accounts. In our evaluation of the directors' conclusions, we considered the inherent risks to the company's business model, including the impact of Brexit, and analysed how those risks might affect the company's financial resources or ability to continue operations over the going concern period. We have nothing to report in these respects.

However, as we cannot predict all future events or conditions and as subsequent events may result in outcomes that are inconsistent with judgements that were reasonable at the time they were made, the absence of reference to a material uncertainty in this auditor's report is not a guarantee that the company will continue in operation.

Other information

The directors are responsible for the other information, which comprises the director's report. Our opinion on the non-statutory accounts does not cover the other information and, accordingly, we do not express an audit opinion or any form of assurance conclusion thereon.

Our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether, based on our non-statutory accounts or our audit knowledge. Based solely on that work, we have not identified material misstatements in the other information.

Directors' responsibilities

As explained more fully in their statement set out on page 5, the directors are responsible for: the preparation of the non-statutory accounts, which are intended by them to give a true and fair view; such internal control as they determine is necessary to enable the preparation of non-statutory accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; assessing the company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern; and using the going concern basis of accounting unless they either intend to liquidate the company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the non-statutory accounts as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue our opinion in an auditor's report. Reasonable assurance is a high level of assurance, but does not guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs (UK) will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of the non-statutory accounts.

A fuller description of our responsibilities is provided on the FRC's website at www.frc.org.uk/auditorsresponsibilities.

The purpose of our audit work and to whom we owe our responsibilities

Our report has been prepared for the Company solely in accordance with the terms of our engagement. It has been released to the Company on the basis that our report shall not be copied, referred to or disclosed, in whole (save for the Company's own internal purposes) or in part, without our prior written consent.

Our report was designed to meet the agreed requirements of the Company determined by the Company's needs at the time. Our report should not therefore be regarded as suitable to be used or relied on by any party wishing to acquire rights against us other than the Company for any purpose or in any context. Any party other than the Company who obtains access to our report or a copy and chooses to rely on our report (or any part of it) will do so at its own risk. To the fullest extent permitted by law, KPMG LLP will accept no responsibility or liability in respect of our report to any other party.

Michael McGarry (Senior Statutory Auditor)

for and on behalf of KPMG LLP

Chartered Accountants

15 Canada Square

London E14 5GL

06 August 2020

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

[次へ](#)

日興AMグローバル・ケイマン・リミテッドの取締役宛の独立監査人の報告書

2019年3月31日に終了した年度

監査意見

我々は、日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド（以下「当社」という。）の2019年3月31日現在の連結貸借対照表および貸借対照表、同日に終了した年度の連結包括利益計算書、連結株主資本変動計算書および連結キャッシュ・フロー計算書、ならびに注記2に記載される会計方針を含む関連する注記から構成される、2019年3月31日に終了した年度の法定外財務書類について監査を行った。法定外財務書類は、注記1に記載される理由により作成されている。

我々の意見では、当法定外財務書類は、

- ・当社の2019年3月31日現在の状態、ならびに同日に終了した年度のその利益について、真実かつ公正な概観を表示しており、
- ・欧州連合が採用した国際財務報告基準に準拠して適正に作成されている。

意見の根拠

我々は、国際監査基準（英国）（以下「ISA (UK)」という。）および2019年5月3日付の監査契約書の条件に準拠して監査を実施した。我々の責任については、以下に記載されている。我々は、FRCの倫理基準を含む英国の倫理上の要件に基づき倫理上の責任を果たしており、かかる要件に準拠して、当社から独立した立場にある。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見の充分かつ適切な根拠であると確信する。

我々の監査における英国の欧州連合離脱による不確実性の影響

ブレグジットの影響に関する不確実性は、財務書類に対する我々の監査の理解に関連している。すべての監査は、取締役が行った見積りおよび関連する開示の合理性ならびに継続会計基準に準拠した財務書類の作成の妥当性を評価かつ検証する。これらはいずれも今後の経済環境ならびに当社の将来の見通しおよび業績の評価に依拠している。

ブレグジットは英国にとって重大な経済事象の一つであり、本報告日現在、その影響は、前例のないレベルの不確実な結果をもたらし、様々な未知の影響を及ぼす可能性がある。我々は、当社の将来の見通しおよび業績を評価する際の不確実性に対応するため、事務所全体で標準化されたアプローチを適用している。しかしながら、いかなる監査においても予見できない要因または将来当社が被る可能性のあるすべての影響を予測することは期待すべきではなく、これはブレグジットに関して特に当てはまる。

継続性

取締役は、当グループの清算または業務の停止を行う意図はなく、また、当グループおよび当社の財務状態が、これが現実的であることを意味していると判断したため、継続会計基準に準拠して法定外財務書類を作成した。取締役はまた、法定外財務書類の承認日から少なくとも1年のあいだ（以下「継続可能期間」という。）に、当社の継続性に重要な疑念を生じさせる重大な不確実性が存在しないと判断した。

我々は、継続会計基準の採用が妥当ではないと判断した場合、または法定外財務書類の承認日から少なくとも1年のあいだに、かかる基準の採用に重要な疑念を生じさせる未公表の重大な不確実性が存在すると判断した場合、この点について報告しなければならない。我々は、取締役の判断に対する評価において、ブレグジットの影響を含め、当グループのビジネスモデルに付随するリスクを検討し、それらのリスクが当グループおよび当社の金融資産または継続可能期間における継続性にどのように影響する可能性があるかを解析した。これらの点において、我々が報告すべき事項はない。

しかしながら、我々が将来のすべての事象または状況を予測することは不可能であり、かつ、後発事象が、判断された当時は妥当であった判断と矛盾する結果となる可能性があるため、本監査報告書において重大な不確実性について言及がないことは、当グループが運営を継続することを保証するものではない。

その他の情報

取締役は、取締役報告書から構成されるその他の情報について責任を負っている。法定外財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、したがって、我々は監査意見を表明せず、いかなる形式の保証の結論も表明しない。

我々の責任は、その他の情報を通読し、その過程において、その他の情報が、我々の法定外財務書類または我々の監査知識に基づき、重大な虚偽記載があるかどうかを考慮することにある。我々は、当該作業にのみ基づき、その他の情報においていかなる重大な虚偽記載も識別していない。

取締役の責任

英文財務書類5頁（訳注：原文の頁）の取締役の責任に関する報告書に詳述されるとおり、取締役は、真実かつ公正な概観を表示することを目的とした法定外財務書類の作成、欺罔または過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない法定外財務書類の作成を行うために取締役が必要と決定する内部統制、当社の継続性を評価し、それが適用される場合には、継続性に関する事項の開示、および取締役が当社の清算もしくは業務の停止を予定している、またはそれ以外に現実的な選択肢がない場合を除いて、継続会計基準の採用に関して責任を負う。

監査人の責任

我々の目的は、欺罔または過失の如何にかかわらず、法定外財務書類全体に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得ることおよび監査人の報告書において監査意見を発行することである。合理的な確信とは高い水準の確信ではあるが、ISA (UK)に準拠して実施した監査が、必ずしも重大な虚偽記載を発見することを保証するものではない。虚偽記載は欺罔または過失から生じる可能性があり、重大とみなされるのは、個別にまたは全体として、法定外財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に予想される場合である。

我々の責任に関する完全な内容については、FRCのウェブサイト（www.frc.org.uk/auditorsresponsibilities）で説明されている。

我々の監査の目的および我々が責任を有する当事者

我々の報告書は、契約の条件に準拠して、当社のためにのみ作成されている。我々の報告書は、我々の書面による事前承認を得ずにそのすべて（当社自身の内部使用目的を除く。）または一部を複写、参照または開示しないことを条件に、当社に対して提出されたものである。

我々の報告書は、当社の当時の必要性により決定された当社の合意による要件を満たすよう作成された。したがって、我々の報告書は、いかなる目的のため、また、いかなる文脈においても、我々に対する権利の取得を望む当社以外の者が使用または依拠できるものとみなされてはならない。当社を除き、我々の報告書またはその写しを入手し、我々の報告書（またはその一部）に依拠することを選択したいいかなる者も、自己のリスク負担においてこれを行う。ケーピーエムジー エルエルピーは、法律が認める最大限の範囲において、当社以外のいかなる者に対しても、我々の報告書に関して一切の責任を負わない。

マイケル・マクギャリー（上級法定監査人）
ケーピーエムジー エルエルピーを代表して
公認会計士
ロンドン、E14 5GL
カナダ・スクエア15
2019年8月2日

[次へ](#)

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT TO THE DIRECTORS OF NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LTD
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2019

Opinion

We have audited the non-statutory accounts of Nikko AM Global Cayman Ltd (the "Company") for the year ended 31 March 2019 which comprise the Consolidated Statement of Financial Position and the Company Statement of Financial Position as at 31 March 2019, the Statement of Consolidated Comprehensive Income, the Consolidated Statement of Changes in Equity, and the Consolidated Cash Flow Statement for the year then ended, and related notes including the accounting policies in note 2. The non-statutory accounts have been prepared for the reasons set out in note 1.

In our opinion the non-statutory accounts:

- give a true and fair view of the state of the Company's affairs as at 31 March 2019 and of its profit for the year then ended; and
- have been properly prepared in accordance with International Financial Reporting Standards as adopted by the European Union.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK) ("ISAs (UK)") and the terms of our engagement letter dated 3 May 2019. Our responsibilities are described below. We have fulfilled our ethical responsibilities under, and are independent of the company in accordance with, UK ethical requirements including the FRC Ethical Standard. We believe that the audit evidence we have obtained is a sufficient and appropriate basis for our opinion.

The impact of uncertainties due to the UK exiting the European Union on our audit
Uncertainties related to the effects of Brexit are relevant to understanding our audit of the financial statements. All audits assess and challenge the reasonableness of estimates made by the directors and related disclosures and the appropriateness of the going concern basis of preparation of the financial statements. All of these depend on assessments of the future economic environment and the company's future prospects and performance.

Brexit is one of the most significant economic events for the UK, and at the date of this report its effects are subject to unprecedented levels of uncertainty of outcomes, with the full range of possible effects unknown. We applied a standardised firm-wide approach in response to that uncertainty when assessing the company's future prospects and performance. However, no audit should be expected to predict the unknowable factors or all possible future implications for a company and this is particularly the case in relation to Brexit.

Going concern

The directors have prepared the non-statutory accounts on the going concern basis as they do not intend to liquidate the group or to cease their operations, and as they have concluded that the group and the company's financial position means that this is realistic. They have also concluded that there are no material uncertainties that could have cast significant doubt over their ability to continue as a going concern for at least a year from the date of approval of the non-statutory accounts ("the going concern period").

We are required to report to you if we have concluded that the use of the going concern basis of accounting is inappropriate or there is an undisclosed material uncertainty that may cast significant doubt over the use of that basis for a period of at least a year from the date of approval of the non-statutory accounts. In our evaluation of the directors' conclusions, we considered the inherent risks to the group's business model, including the impact of Brexit, and analysed how those risks might affect the group and company's financial

resources or ability to continue operations over the going concern period. We have nothing to report in these respects.

However, as we cannot predict all future events or conditions and as subsequent events may result in outcomes that are inconsistent with judgements that were reasonable at the time they were made, the absence of reference to a material uncertainty in this auditor's report is not a guarantee that the group will continue in operation.

Other information

The directors are responsible for the other information, which comprises the director's report. Our opinion on the non-statutory accounts does not cover the other information and, accordingly, we do not express an audit opinion or any form of assurance conclusion thereon.

Our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether, based on our non-statutory accounts or our audit knowledge. Based solely on that work, we have not identified material misstatements in the other information.

Directors' responsibilities

As explained more fully in their statement set out on page 5, the directors are responsible for: the preparation of the non-statutory accounts, which are intended by them to give a true and fair view; such internal control as they determine is necessary to enable the preparation of non-statutory accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; assessing the company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern; and using the going concern basis of accounting unless they either intend to liquidate the company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the non-statutory accounts as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue our opinion in an auditor's report. Reasonable assurance is a high level of assurance, but does not guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs (UK) will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of the non-statutory accounts.

A fuller description of our responsibilities is provided on the FRC's website at www.frc.org.uk/auditorsresponsibilities.

The purpose of our audit work and to whom we owe our responsibilities

Our report has been prepared for the Company solely in accordance with the terms of our engagement. It has been released to the Company on the basis that our report shall not be copied, referred to or disclosed, in whole (save for the Company's own internal purposes) or in part, without our prior written consent.

Our report was designed to meet the agreed requirements of the Company determined by the Company's needs at the time. Our report should not therefore be regarded as suitable to be used or relied on by any party wishing to acquire rights against us other than the Company for any purpose or in any context. Any party other than the Company who obtains access to our report or a copy and chooses to rely on our report (or any part of it) will do so at its own risk. To the fullest extent permitted by law, KPMG LLP will accept no responsibility or liability in respect of our report to any other party.

Michael McGarry (Senior Statutory Auditor)
for and on behalf of KPMG LLP
Chartered Accountants
15 Canada Square
London E14 5GL
2 August 2019

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド
連結貸借対照表
2020年3月31日現在

	注記	2020年		2019年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
資産					
流動資産					
現金および現金同等物		5,628,385	588,729	3,938,928	412,012
未収金		2,851,607	298,278	3,190,108	333,685
未収収益および前払費用		70,125	7,335	71,250	7,453
流動資産合計		8,550,117	894,342	7,200,286	753,150
固定資産合計		-	-	-	-
資産合計		8,550,117	894,342	7,200,286	753,150
負債および株主資本					
流動負債					
未払費用および繰延収益		148,200	15,502	146,480	15,322
未払金		79,840	8,351	124,271	12,999
グループ事業への未払金	6	1,643,547	171,915	2,462,391	257,566
流動負債合計		1,871,587	195,768	2,733,142	285,887
株主資本					
管理会社の株主に帰属する資本金および準備金					
株式資本(額面金額1米ドル、授権株式480,000株、2020年3月31日現在および2019年3月31日現在の発行済株式480,000株)		480,000	50,208	480,000	50,208
利益剰余金		6,198,530	648,366	3,987,144	417,055
株主資本合計		6,678,530	698,574	4,467,144	467,263
負債および株主資本の合計		8,550,117	894,342	7,200,286	753,150

添付の注1から注8は当財務書類の一部です。

英文財務書類8頁から17頁(訳注:原文の頁)は、2020年8月6日に取締役会により承認されており、取締役会を代表してM・フェイガン氏により公表を許可され、署名されています。

M・フェイガン

取締役

企業登録番号: 129332

() 円貨換算は、1米ドル=104.60円によります。

日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド

貸借対照表

2020年3月31日現在

	注記	2020年		2019年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
資産					
流動資産					
現金および現金同等物		5,628,385	588,729	3,938,928	412,012
未収金		2,851,607	298,278	3,190,108	333,685
未収収益および前払費用		70,125	7,335	71,250	7,453
流動資産合計		8,550,117	894,342	7,200,286	753,150
固定資産					
子会社への投資	3	1	0.105	1	0.105
固定資産合計		1	0.105	1	0.105
資産合計		8,550,118	894,342	7,200,287	753,150
負債および株主資本					
流動負債					
未払費用および繰延収益		148,200	15,502	146,480	15,322
未払金		79,840	8,351	124,271	12,999
グループ事業への未払金	6	1,643,547	171,915	2,462,391	257,566
流動負債合計		1,871,587	195,768	2,733,142	285,887
株主資本					
管理会社の株主に帰属する資本金および準備金					
株式資本(額面金額1米ドル、授權株式480,000株、2020年3月31日現在および2019年3月31日現在の発行済株式480,000株)					
		480,000	50,208	480,000	50,208
利益剰余金		6,198,531	648,366	3,987,145	417,055
株主資本合計		6,678,531	698,574	4,467,145	467,263
負債および株主資本の合計		8,550,118	894,342	7,200,287	753,150

添付の注1から注8は当財務書類の一部です。

英文財務書類8頁から17頁(訳注:原文の頁)は、2020年8月6日に取締役会により承認されており、取締役会を代表してM・フェイガン氏により公表を許可され、署名されています。

M・フェイガン

取締役

企業登録番号: 129332

() 円貨換算は、1米ドル = 104.60円によります。

日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド
連結包括利益計算書
2020年3月31日に終了した年度

	注記	2020年		2019年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
営業収益					
第三者からの投資管理報酬およびアドバイザー報酬		19,213,975	2,009,782	22,335,065	2,336,248
営業収益合計		19,213,975	2,009,782	22,335,065	2,336,248
営業費用					
第三者へのサブ・アドバイザー報酬		(1,183,017)	(123,744)	(1,276,979)	(133,572)
グループ事業へのサブ・アドバイザー報酬	6	(15,585,538)	(1,630,247)	(19,056,557)	(1,993,316)
監査報酬		(15,764)	(1,649)	(20,971)	(2,194)
その他営業費用および管理費用		(228,510)	(23,902)	(161,343)	(16,876)
営業費用合計		(17,012,829)	(1,779,542)	(20,515,850)	(2,145,958)
営業利益		2,201,146	230,240	1,819,215	190,290
その他収益/(費用)					
その他収益/(費用)、為替差益/(差損)純額		10,240	1,071	(53,798)	(5,627)
その他費用合計		10,240	1,071	(53,798)	(5,627)
税引前利益		2,211,386	231,311	1,765,417	184,663
所得税費用	4	-	-	-	-
親会社の株主に帰属する利益		2,211,386	231,311	1,765,417	184,663
その他当期包括利益		-	-	-	-
当期包括利益合計		2,211,386	231,311	1,765,417	184,663

当グループの事業はすべて継続事業に分類されています。
添付の注1から注8は当財務書類の一部です。

() 円貨換算は、1米ドル=104.60円によります。

日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド

連結株主資本変動計算書

2020年3月31日に終了した年度

	注記	株式資本		利益剰余金		合計	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
2018年4月1日付残高		480,000	50,208	2,221,727	232,393	2,701,727	282,601
純利益		-	-	1,765,417	184,663	1,765,417	184,663
支払配当金		-	-	-	-	-	-
2019年3月31日付残高		480,000	50,208	3,987,144	417,055	4,467,144	467,263
純利益		-	-	2,211,386	231,311	2,211,386	231,311
支払配当金		-	-	-	-	-	-
2020年3月31日付残高		480,000	50,208	6,198,530	648,366	6,678,530	698,574

添付の注1から注8は当財務書類の一部です。

() 円貨換算は、1米ドル = 104.60円によります。

日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド

連結キャッシュ・フロー計算書

2020年3月31日に終了した年度

	注記	2020年		2019年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー					
営業利益		2,201,146	230,240	1,819,215	190,290
調整項目					
為替差損純額		10,240	1,071	(53,798)	(5,627)
運転資本変動前営業キャッシュ・フロー		2,211,386	231,311	1,765,417	184,663
営業資産および営業負債の変動					
債権の減少 / (増加)		339,626	35,525	1,074,174	112,359
債務の(減少) / 増加		(861,555)	(90,119)	(1,182,743)	(123,715)
営業活動による現金収入純額		1,689,457	176,717	1,656,848	173,306
財務活動によるキャッシュ・フロー					
支払配当金		-	-	-	-
財務活動による現金純額		-	-	-	-
現金および現金同等物における純増加額		1,689,457	176,717	1,656,848	173,306
現金および現金同等物の期首残高		3,938,928	412,012	2,282,080	238,706
現金および現金同等物の期末残高		5,628,385	588,729	3,938,928	412,012

添付の注1から注8は当財務書類の一部です。

() 円貨換算は、1米ドル = 104.60円によります。

日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド

財務書類に対する注記

2020年3月31日に終了した年度

注1 - 一般事項

日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド（以下「当社」といいます。）およびその子会社（総称して「当グループ」といいます。）はケイマン諸島で設立され、ケイマン諸島に所在します。登録上の所在地は、ケイマン諸島、グランド・ケイマン、サウス・チャーチ・ストリート、ウグランド・ハウス私書箱309GTです。当年度中の当グループおよび当社の主要な活動は、第三者および他の当グループのメンバーに対して投資助言および投資運用サービスを提供することです。これらの法定外財務書類は、中間親会社の連結財務書類の作成の便宜のため作成されています。

注2 - 重要な会計方針の概要

採用される主要な会計方針は下記のとおりです。

作成の基礎

当グループおよび当社の財務書類は、欧州連合（以下「EU」といいます。）が採用した国際財務報告基準（以下「IFRS」といいます。）およびIFRSに基づき報告を行う会社に適用される国際財務報告解釈指針委員会（以下「IFRIC」といいます。）の解釈指針に従い作成されています。2020年3月31日現在、当社は、IFRSならびに国際会計基準審議会（以下「IASB」といいます。）およびIFRICにより発表され、EUにより承認されている解釈指針すべてを採用しています。以下に記載される会計方針は、本財務書類に表示されたすべての期間について一貫して適用されています。IFRSは、IASBおよびその前任機関により発表された会計基準ならびにIFRICおよびその前任機関により発表された解釈指針を含みます。

当財務書類を作成する中で、当社は、パンデミックによる世界的な市場下落に起因する収益の減少といったもっともらしい下振れシナリオを準備しました。経営陣は、これらのシナリオの結果が継続会計基準を裏付けていると確信しています。

連結の基礎

子会社は当グループにより支配されている事業体です。当グループが、その活動から利益を得るために事業体の財務上および営業上の方針を支配する力を有する場合に、支配が存在します。支配の評価において、当グループは、現在行使可能な潜在的な議決権を考慮します。取得日は、支配が取得者に移転した日をいいます。子会社の財務書類は、支配が開始する日から支配が終了する日まで連結財務書類に含まれます。子会社における非支配持分に帰属する損失は、それを行うことにより非支配持分の残高がマイナスとなる場合であっても、非支配持分に割り当てられません。

採用された新たな会計基準

「IFRS 16 リース会計」は2019年1月1日より適用されます。当社はリースを行っていないため、かかる基準による当社の財務書類への影響はありません。

評価の方法

財務書類は、取得原価主義に基づいて作成されます。

見積りおよび仮定

財務書類を作成するにあたり、経営陣は、貸借対照表の日付現在の資産および負債の報告金額ならびに当年度の収益および費用の報告金額に影響を与えるような見積りおよび仮定を行わなければなりません。見積りの性質上、見積額と実績額との間に差異が生じる場合があります。仮定および見積りは、過去の実績および将来における成長を見込んだ予想を含むその他の要因に基づき行われ、継続的に見直されます。2020年3月31日現在および2019年3月31日現在、重要な見積りまたは仮定は存在しません。

未収金

未収金には、管理報酬、アドバイザー報酬および運用報酬の未収額ならびに顧客および他者からの未収額が含まれます。すべての未収金は、要求に応じてまたは1年以内に回収されます。これらは、貸借対照表上、取得原価から回収不能見込額に係る適切な引当金を控除して計上され、利息が付されます。

未払金

未払金には、サブ・アドバイザー・サービスに係る費用および運用報酬の未払額ならびにベンダーおよび他者に対する未払額が含まれます。すべての未払金は、締結された契約上の取り決めの内容に従い分類されます。これらは、要求に応じてまたは1年以内に支払われるものとし、貸借対照表上、原価で計上されます。グループ事業に対し支払われるべき額は、無担保かつ無利息であり、返済期限も定められていません。

現金および現金同等物

現金および現金同等物は、当グループまたは当社が保有する銀行預金、手元現金、当初満期が3ヶ月以内の短期預金および外貨により構成されます。キャッシュ・フロー計算書における現金および現金同等物は、前述した現金および現金同等物から当座借越残高を控除したものとなります。

営業収益

営業収益には、手数料ならびに投資管理報酬、投資顧問報酬および運用報酬が含まれます。営業収益は、通常の業務において提供したサービスについて受領する対価(割引、トレイル報酬、付加価値税およびその他売上税の控除後)の公正価値で測定されます。

「IFRS 15 顧客との契約から生じる収益」は、「IAS 18 収益」を置き換え、収益認識について以下の5段階のアプローチを導入しました。

- () 顧客との契約の識別
- () 履行義務の識別
- () 契約価格 / 関連収益の識別
- () 関連する履行義務に対する対価の配分
- () 履行義務が充足される過程における収益の認識

当社はIFRS 15を遡及適用しましたが、2018年4月1日現在の利益剰余金の調整を行わないことを決定しました。比較情報には影響がないため、再表示の必要はありません。当社は顧客との契約について審査を行い、収益のいずれの要素も見積りに依拠しておらず、戻入れまたは大幅な再表示の対象ではないため、収益の認識方法に影響はないと判断しました。

手数料ならびに投資管理報酬および投資顧問報酬ならびに付随する報酬は、関連するサービスが提供された時点で認識されます。投資管理報酬および投資顧問報酬は、運用資産に対する比率で計算されます。手数料は取引日ベースで認識され、売買金額の割合に応じて計算されます。運用報酬は、投資対象が満期を迎え、当該報酬が回収可能となった期間において計上されます。

営業費用

営業費用は、当該費用が支払期限が到来した時点で計上されます。

配当

当グループの株主に対する株式配当は、当該配当が宣言および承認される期間において負債として認識されます。

外貨

当グループおよび当社の機能通貨および表示通貨は、米ドル(\$)です。

米ドル以外の通貨での取引は、当該取引日の実勢為替レートで計上されます。各貸借対照表の日付において外貨建ての貨幣性資産および貨幣性負債は、貸借対照表の日付現在の実勢為替レートで再換算されます。公正価値で計上される外貨建ての非貨幣性資産および非貨幣性負債は、公正価値が決定された日の実勢為替レートで換算されます。再換算により生じる為替差損益は、該当期間における純損益に含まれます。ただし、公正価値の変動が直接資本に認識される非貨幣性資産および非貨幣性負債から生じる為替差額は除きます。

金融商品

「IFRS 9 金融商品」は、「IAS 39 金融商品：認識および測定」(IAS 39)に含まれる分類および測定を置き換えました。IFRS 9に従い、当社の金融資産は、()償却原価、()その他包括利益を通して公正価値、または()損益を通して公正価値で再分類されています。当社は、2018年4月1日現在の利益剰余金について必要となる調整を行うため、IFRS 9を遡及適用しました。比較情報は再表示されていません。

当社の金融商品の大部分は、償却原価で測定された現金および債権です。

当社は、2018年4月1日付のIFRS 9の適用に伴い、償却原価で測定される金融資産について見込まれる信用損失を評価しました。債務不履行に陥る可能性が高いか、可能性があるかどうかを判断するために考慮される要素には、支払が支払

期限を過ぎているかどうか(およびその期間の長さ)、顧客/カウンターパーティの信用力の低下が見受けられること、または顧客/カウンターパーティの信用力に悪影響を及ぼす可能性があるその他の問題が含まれます。

信用力に悪影響を及ぼす問題が見受けられない金融資産の場合、予想信用損失は、12ヶ月間連続で発生すると予想される損失に基づき計算されます。当社の金融資産(すなわち、銀行預金)の特性上、信用リスクは極めて低くなります。当社はまた、信用リスクの分散化の促進およびさらなる軽減のため、マネー・マーケット・ファンドの運用を検討しています。

契約上の支払が30日を超えて延滞している金融資産の場合、デフォルトポジションでは信用リスクの増大が想定されます。しかしながら、デフォルトポジションを示す従来の基準は実体がなく、2020年3月31日現在、延滞している受取報酬は存在しませんでした。

子会社への投資

子会社への投資は、親会社の貸借対照表に、減損引当金を差し引いた取得原価で計上されます。

注3 - 子会社への投資

当社

2020年3月31日現在および2019年3月31日現在の当社の投資額は1米ドルでした。取締役の意見では、当社による投資は減損していません。投資の詳細は以下のとおりです。

被投資会社	設立国	主要事業	当社が保有する株式の数、 種類および割合
日興AM(ケイマン)リミテッド	ケイマン諸島	ジェネラル・パートナー	1米ドルの普通株式1株、100%

注4 - 税金

2020年3月31日現在および2019年3月31日現在、当グループおよび当社に課される税率は、ケイマン諸島の会社に課される税金がないため、0%です。

注5 - 財務リスク要因

当グループおよび当社の金融商品は、その日常業務から発生する現金および現金同等物ならびに未収金および未払金の残高を構成します。すべての現金および現金同等物は、これらの金融商品の満期が短期である特性から、公正価値に近いと考えられる取得原価で計上されます。当グループおよび当社の金融資産および金融負債に関連する主要なリスクを以下に記載しています。

信用リスク

信用リスクは、主に、当グループまたは当社が分割払いによる商品もしくはサービスの提供を行う取引または余剰現金の投資もしくは預入を行う取引に関連するカウンターパーティの債務の不履行による財務上の損失リスクと定義されます。当グループまたは当社は、自身の売掛債権の債務者は運用下にあるグループ・ファンドであり、したがってこれらのファンドとの契約により管理報酬および運用報酬が規定されているため、信用リスクに著しくさらされているとは考えていません。これらの資産を受け取ることができないという残存リスクを軽減するために、当グループまたは当社は、延滞債権の分析を、合意されたサービス水準契約と対比させて監視することにより管理報酬および運用報酬の支払に関連する契約の条件が遵守されることを確保します。

当グループおよび当社は、適切な信用履歴のある顧客と取引を行うという方針を採用しています。その他の金融資産においては、当グループおよび当社は、高い信用格付を有する金融機関およびその他のカウンターパーティと取引を行うという方針を採用しています。2020年3月31日現在および2019年3月31日現在、延滞しているおよび/または減損している金融資産はありません。売掛金は、少なくとも四半期ごとに回収期限が到来し、通常それぞれの期限から30日以内に決済されます。貸借対照表の日付現在、支払期限を過ぎた売掛金はありません。

さらに、銀行預金については、当グループおよび当社は合意した条件に基づき承認されたカウンターパーティに対してのみ資金を預け入れます。

市場リスク

市場リスク(またはシステミック・リスク)は、単に景気の変動または市場の大部分に影響を及ぼすその他の事象により、その価値が変動することがある資産または負債全体の種類によく見られるリスクと定義されます。当グループおよび

当社は、当グループおよび当社が管理する資産はファンドの保有者によりこれらの保有者の利益のために別個の複数の法人組織を通じて保有されているため、重要な市場リスクにさらされているとは考えていません。

通貨リスク

通貨リスクは、当グループまたは当社の機能通貨以外の通貨建ての当グループまたは当社の資産および負債の価値が、外国為替レートの変動により変動するリスクと定義されます。当グループおよび当社は、様々な通貨エクスポージャー（主に日本円（JPY）、スターリング・ポンド（GBP）およびシンガポールドル（SGD））から発生する通貨リスクにさらされています。当グループおよび当社の手数料収入は、主に米ドルおよび日本円にて受領します。2020年3月31日現在および2019年3月31日現在、米ドルに対してこれらの通貨が10%高く/安くなっていたと仮定し、税率を含むその他すべての変数が一定であったと仮定すると、当グループおよび当社の事業年度の税引前利益は、残存する通貨建ての現金残高、売掛金および買掛金に係る為替差損/差益により、以下の金額分高く/低くなります。

通貨	2020年 (米ドル) (千ドルに四捨五入)	2019年 (米ドル) (千ドルに四捨五入)
JPY	36,000	54,000
GBP	76,000	95,000
SGD	15,000	56,000
EUR	2,000	-

流動性リスクおよびソルベンシー・リスク

流動性リスクは、当グループまたは当社が金融債務を期限到来時に履行できないリスクと定義されます。当グループおよび当社の当該リスクの管理に対する取組みは、当グループおよび当社が債務の期限到来時に、通常およびストレス下の両方の状態において十分な流動性を有していることを確保することです。

キャピタル・マネジメント

当グループおよび当社の資本ポジションは、適正であることを確保するために継続的に監視されています。外部により課せられる自己資本規制はありません。

金融商品の公正価値

活発な市場で取引される金融資産および金融負債の公正価値は、市場価格またはディーラー価格の相場に基づいています。その他の金融商品については、当グループがその他の評価技法を用いて公正価値を決定します。

頻繁に取引されていない金融商品や価格透明性が乏しい金融商品については、公正価値の客観性が低く、流動性、集中度、市場要因の不確実性、価格決定に用いる仮定およびその他特定の商品に影響するリスクに拠る多様な判断基準を必要とします。

下記の表は、公正価値の決定に用いられる評価技法に基づき公正価値ヒエラルキーに分類して金融商品を分析しています。

- ・レベル1：同一の資産または負債に関する活発な市場における（調整されていない）相場価格
- ・レベル2：直接（すなわち、価格）または間接（すなわち、価格から算出される金額）を問わず、資産または負債について観察可能である、レベル1に含められる相場価格以外のインプット
- ・レベル3：観察可能な市場データに基づいていない資産または負債に関するインプット（観察不能なインプット）

2020年3月31日に終了した年度	レベル1 (米ドル)	レベル2 (米ドル)	レベル3 (米ドル)	2020年合計 (米ドル)
資産				
現金および現金同等物	5,628,385	-	-	5,628,385
未収金	-	2,851,607	-	2,851,607
未収収益および前払費用	-	70,125	-	70,125
負債				
未払費用および繰延収益	-	148,200	-	148,200
未払金	-	79,840	-	79,840
グループ事業への未払金	-	1,643,547	-	1,643,547

2019年3月31日に終了した年度	レベル1	レベル2	レベル3	2019年合計
資産	(米ドル)	(米ドル)	(米ドル)	(米ドル)
現金および現金同等物	3,938,928	-	-	3,938,928
未収金	-	3,190,108	-	3,190,108
未収収益および前払費用	-	71,250	-	71,250
負債				
未払費用および繰延収益	-	146,480	-	146,480
未払金	-	124,271	-	124,271
グループ事業への未払金	-	2,462,391	-	2,462,391

金融資産および金融負債はすべて、取得原価で計上されます。すべての金融資産および金融負債の満期が短期である特性から、公正価値はこれらの帳簿価額に類似しています。

注6 - 関連当事者との取引

当グループおよび当社ならびに関連当事者との取引は以下のとおりです。

2020年3月31日に終了した年度	営業収益	営業費用(a)	2020年3月31日 現在の債権(b)	2020年3月31日 現在の債務(b)
	(米ドル)	(米ドル)	(米ドル)	(米ドル)
日興アセットマネジメント アメリカズ・インク	-	4,939,036	-	686,456
日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッド	-	2,265,335	-	991,951
日興アセットマネジメント株式会社	-	6,464,511	179,247	-
日興アセットマネジメント アジア リミテッド	-	1,801,198	-	137,386
日興アセットマネジメント ホンコン リミテッド	-	115,458	-	7,001
合計	-	16,010,138	179,247	1,822,794

2019年3月31日に終了した年度	営業収益	営業費用(a)	2019年3月31日 現在の債権(b)	2019年3月31日 現在の債務(b)
	(米ドル)	(米ドル)	(米ドル)	(米ドル)
日興アセットマネジメント アメリカズ・インク	-	4,735,296	-	339,775
日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッド	-	9,478,941	-	1,253,147
日興アセットマネジメント株式会社	-	2,634,320	-	307,671
日興アセットマネジメント アジア リミテッド	-	2,071,148	-	549,065
日興アセットマネジメント ホンコン リミテッド	-	136,852	-	12,733
合計	-	19,056,557	-	2,462,391

(a) 関係当事者に支払われた営業費用は、投資運用契約に基づき支払われ、ファンド運用サービスのためのものです。

(b) 残高は無担保であり現金で決済されます。いかなる保証の付与もなく、また受領もしていません。関連当事者が負担する金額について、貸倒懸念債権に係る引当金の設定はなされていません。

日興アセットマネジメント アメリカズ・インク、日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッド、日興アセットマネジメント アジア リミテッドおよび日興アセットマネジメント ホンコン リミテッドは兄弟会社であり、日興アセットマネジメント株式会社は、上記子会社の間接株主です。

注7 - 最終的な持株会社

当グループは、当グループの直接の親会社であり、イングランドおよびウェールズで登記された企業である日興AMグローバル・ホールディングス・リミテッドの完全所有子会社です。

取締役の意見では、最終的な親会社および支配会社は、日本において設立された三井住友トラスト・ホールディングス株式会社です。三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の財務書類は、〒100-8233日本国東京都千代田区丸の内1丁目4番1号所在の三井住友トラスト・ホールディングス株式会社財務企画部IR室において縦覧に供されています。アニュアル・レポートは、<http://www.smth.jp/en/>において閲覧または入手することができます。

注8 - 後発事象

貸借対照表の日付後、当社の連結および単体の財務書類に影響を及ぼす事象は生じていません。

[次へ](#)

NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LTD
CONSOLIDATED STATEMENT OF FINANCIAL POSITION
AS AT 31 MARCH 2020

	Note	2020	2019
Assets			
Current Assets			
Cash and cash equivalents	\$	5,628,385	\$ 3,938,928
Accounts receivable		2,851,607	3,190,108
Accrued income and prepaid expense		70,125	71,250
Total Current Assets		8,550,117	7,200,286
Total Non-Current Assets		-	-
Total Assets	\$	8,550,117	\$ 7,200,286
Liabilities and Equity			
Current Liabilities			
Accrued expenses and deferred income	\$	148,200	\$ 146,480
Accounts payable		79,840	124,271
Amounts payable to group undertakings	6	1,643,547	2,462,391
Total Current Liabilities		1,871,587	2,733,142
Equity			
Capital and Reserves Attributable to Equity Holders of the Company			
Share capital (\$1 par value, 480,000 shares authorized, 480,000 shares issued and outstanding at 31 March 2020 and 2019)		480,000	480,000
Retained earnings		6,198,530	3,987,144
Total Equity		6,678,530	4,467,144
Total Liabilities and Equity	\$	8,550,117	\$ 7,200,286

The annexed notes from 1 to 8 form an integral part of these financial statements.

The financial statements on pages 8 to 17 were approved by the Board of Directors on 6 August 2020 and authorised for issue and signed on its behalf by


M. Hagan
Director

Company registered number: 129332

NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LTD
COMPANY STATEMENT OF FINANCIAL POSITION
AS AT 31 MARCH 2020

Note	2020	2019
Assets		
Current Assets		
Cash and cash equivalents	\$ 5,628,385	\$ 3,938,928
Accounts receivable	2,851,607	3,190,108
Accrued income and prepaid expense	70,125	71,250
Total Current Assets	8,550,117	7,200,286
Non-Current Assets		
Investment in subsidiary	3 1	1
Total Non-Current Assets	1	1
Total Assets	\$ 8,550,118	\$ 7,200,287
Liabilities and Equity		
Current Liabilities		
Accrued expenses and deferred income	\$ 148,200	\$ 146,480
Accounts payable	79,840	124,271
Amounts payable to group undertakings	6 1,643,547	2,462,391
Total Current Liabilities	1,871,587	2,733,142
Equity		
Capital and Reserves Attributable to Equity Holders of the Company		
Share capital (\$1 par value, 480,000 shares authorized, 480,000 shares issued and outstanding at 31 March 2020 and 2019)	480,000	480,000
Retained earnings	6,198,531	3,987,145
Total Equity	6,678,531	4,467,145
Total Liabilities and Equity	\$ 8,550,118	\$ 7,200,287

The annexed notes from 1 to 8 form an integral part of these financial statements.

The financial statements on pages 8 to 17 were approved by the Board of Directors on 6 August 2020 and authorised for issue and signed on its behalf by


M. Fagan
Director

Company registered number: 129332

NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LTD
STATEMENT OF CONSOLIDATED COMPREHENSIVE INCOME
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2020

	Note	2020	2019
Operating Revenues			
Investment management and advisory fees from third parties	\$	19,213,975	\$ 22,335,065
Total operating revenues		19,213,975	22,335,065
Operating Expenses			
Sub-advisory fees with third parties		(1,183,017)	(1,276,979)
Sub-advisory fees with group undertakings	6	(15,585,538)	(19,056,557)
Audit fees		(35,764)	(20,971)
Other operating and administrative expenses		(228,510)	(161,343)
Total operating expenses		(17,012,829)	(20,515,850)
Operating Profit		2,201,146	1,819,215
Other Income / (Expenses)			
Other income/(expense), Net foreign exchange gain/(loss)		10,240	(53,798)
Total other expenses		10,240	(53,798)
Profit Before Income Tax		2,211,386	1,765,417
Income tax expense	4	-	-
Profit attributable to equity holders of the parent		2,211,386	1,765,417
Other Comprehensive Income for the year		-	-
Total Comprehensive Income for the year	\$	2,211,386	\$ 1,765,417

All the Group's operations are classified as continuing.

The annexed notes from 1 to 8 form an integral part of these financial statements.

NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LTD
CONSOLIDATED STATEMENT OF CHANGES IN EQUITY
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2020

	Note	Share Capital	Retained Earnings	Total
Balance at 1 April 2018		\$ 480,000	\$ 2,221,727	\$ 2,701,727
Net profit		-	1,765,417	1,765,417
Dividend paid		-	-	-
Balance at 31 March 2019		\$ 480,000	\$ 3,987,144	\$ 4,467,144
Net profit		-	2,211,386	2,211,386
Dividend paid		-	-	-
Balance at 31 March 2020		\$ 480,000	\$ 6,198,530	\$ 6,678,530

The annexed notes from 1 to 8 form an integral part of these financial statements.

NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LTD
CONSOLIDATED CASH FLOW STATEMENT
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2020

	Note	2020	2019
Cash Flows from Operating Activities			
Operating Profit	\$	2,201,146	\$ 1,819,215
Adjustments for			
Net foreign exchange loss		10,240	(53,798)
Operational cash flows before movements in working capital		2,211,386	1,765,417
Changes in operating assets and liabilities			
Decrease / (increase) in receivables		339,626	1,074,174
(Decrease) / increase in payables		(861,555)	(1,182,743)
Net Cash Generated from Operating Activities		1,689,457	1,656,848
Cash Flows from Financing Activities			
Dividends paid		-	-
Net Cash from Financing Activities		-	-
Net Increase in Cash and Cash Equivalents		1,689,457	1,656,848
Cash and cash equivalents, beginning of the year		3,938,928	2,282,080
Cash and Cash Equivalents, End of the Year	\$	5,628,385	\$ 3,938,928

The annexed notes from 1 to 8 form an integral part of these financial statements.

NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LTD
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2020

Note 1 – General Information

Nikko AM Global Cayman Ltd (“the Company”) and its subsidiary (together “the Group”) are incorporated and domiciled in the Cayman Islands. The address of the registered office is PO Box 309GT, Ugland House, South Church Street, Grand Cayman, Cayman Islands. The principal activities of the Group and Company during the year were the provision of investment advice and investment management services to third parties and other group members. These non-statutory financial statements have been prepared to aid the preparation of consolidated financial statements for the intermediate parent company.

Note 2 – Summary of Significant Accounting Principles

The principal accounting policies adopted are set out below.

Basis of preparation

The Group and Company’s financial statements have been prepared in accordance with International Financial Reporting Standards as adopted by the European Union (IFRSs as adopted by the EU) and IFRIC interpretations applicable to companies reporting under IFRS. As at 31 March 2020, the Company had adopted all IFRSs and interpretations that had been issued by the International Accounting Standards Board (“IASB”) and International Financial Reporting Interpretations Committee (“IFRIC”), and endorsed by the EU. The accounting policies set out below have been applied consistently to all periods presented in these financial statements. IFRSs comprise accounting standards issued by the IASB and its predecessor body as well as interpretations issued by the IFRIC and its predecessor body.

In preparing this set of financial statements, the Company prepared plausible downside scenarios such as reduction in revenues due to global market declines resulting from the pandemic. Management is satisfied that the results of these scenarios supports the going concern basis of preparation.

Basis of consolidation

Subsidiaries are entities controlled by the Group. Control exists when the Group has the power to govern the financial and operating policies of an entity so as to obtain benefits from its activities. In assessing control, the Group takes into consideration potential voting rights that are currently exercisable. The acquisition date is the date on which control is transferred to the acquirer. The financial statements of subsidiaries are included in the consolidated financial statements from the date that control commences until the date that control ceases. Losses applicable to the non-controlling interests in a subsidiary are allocated to the non-controlling interests even if doing so causes the non-controlling interests to have a deficit balance.

New accounting standards adopted

IFRS 16 Lease Accounting is effective from 1 January 2019. The company has no leases and therefore the standard has no effect on the company’s financial statements.

Measurement convention

The financial statements have been prepared under the historical cost convention.

Estimates and assumptions

The preparation of financial statements requires management to make estimates and assumptions that affect the amounts reported for assets and liabilities as at the balance sheet date and the amounts reported for revenues and expenses during the year. The nature of estimation means that actual outcomes could differ from those estimates. The assumptions and estimates, which are continuously reviewed, are based on past experience and other factors, including expectations regarding likely developments in the future. At 31 March 2020 and 2019 there were no material estimates or assumptions.

Accounts receivable

Accounts receivable include amounts due for management, advisory and performance fees and amounts due from customers and others. All accounts receivable are repayable on demand or within one year. They are recorded in the balance sheet at cost, reduced by appropriate allowances for estimated irrecoverable amounts, and they are interest bearing.

Accounts payable

Accounts payable include amounts due for sub-advisory services and performance fees and amounts due to vendors and others. All accounts payable are classified according to the substance of the contractual arrangement entered into. They are payable on demand or within one year and are recorded on the balance sheet at cost. Amounts owed to group undertakings are unsecured, interest free and have no fixed terms of repayment.

Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents comprise cash in banks and in hand and short-term deposits with an original maturity of three months or less and foreign currencies held by the Group and Company. For the purposes of the cash flow statement, cash and cash equivalents consist of cash and cash equivalents as defined above, net of outstanding bank overdrafts.

Operating revenues

Operating revenues include commissions and investment management, investment advisory and performance fees. Operating revenues are measured at the fair value of the consideration received or receivable for services provided in the normal course of business, net of discounts, trail fees, VAT and other sales related taxes.

IFRS 15, Revenue from Contracts with Customers replaced IAS 18 Revenue and introduced a five step approach to revenue recognition: i) identifying the contract with the customer; ii) identifying the performance obligations; iii) identify the contract price / associated revenue; iv) allocate the consideration to the relevant performance obligations; and v) recognising the revenue as the performance obligations are satisfied.

NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LTD
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2020

The Company has applied IFRS 15 retrospectively, but has determined that there is no adjustment to the retained earnings as at 1 April 2018. Comparative information has not been affected and therefore no restatement is required. The Company has undertaken a review of its contracts with customers and concluded that there is no impact on the way in which it recognises its revenues as no element of its revenue relies on estimates or is subject to reversal or significant restatement.

Commissions and investment management and advisory fees and associated charges are recognised when the services concerned are rendered. Investment management and advisory fees are calculated as a percentage of assets under management. Commissions are recognised on a trade date basis, calculated on a percentage of the sale. Performance fees are recognised in the period in which they become due and collectable.

Operating expenses

Operating expenses are accounted for when they become payable.

Dividends

Equity dividends to the shareholder of the Group are recognised as a liability in the period during which they are declared and approved.

Foreign currencies

The functional and presentational currency of the Group and Company is US dollars (\$).

Transactions in currencies other than US dollars are recorded at the rates of exchange prevailing on the dates of the transactions. At each balance sheet date, monetary assets and liabilities that are denominated in foreign currencies are retranslated at the rates prevailing on the balance sheet date. Non-monetary assets and liabilities carried at fair value that are denominated in foreign currencies are translated at the rates prevailing at the date when fair value was determined. Gains and losses arising on retranslation are included in net profit or loss for the period, except for exchange differences arising on non-monetary assets and liabilities where the changes in fair value are recognised directly in equity.

Financial Instruments

IFRS 9, Financial Instruments replaced the classification and measurement contained in IAS 39 Financial Instruments: Recognition and Measurement (IAS 39). In accordance with IFRS 9, the Company's financial assets have been reclassified at amortised cost, fair value through other comprehensive income or fair value through profit or loss. The Company has applied IFRS 9 retrospectively, with the intention of including any required adjustment to retained earnings as at 1 April 2018. Comparative information has not been restated.

The vast majority of the Company's financial instruments are cash and receivables which are measured at amortised cost.

Following the Company's adoption of IFRS 9 on 1 April 2018 the Company has evaluated potential credit losses on all financial assets that are measured at amortised cost. Factors considered in determining whether a default is likely or possible include whether a payment is overdue (and the length of that period), any known deterioration in the credit quality of a client/counterparty or other issues that could adversely affect a client's/counterparty's credit quality.

For financial assets where there is no known issues affecting credit quality, expected credit losses are calculated based on the losses that are expected to be incurred over a rolling twelve-month period. Given the nature of the Company's financial assets (i.e. mostly cash at bank), there is a very low credit risk. The Company is also considering the use of money market funds to increase diversification and further reduce credit risk.

For any financial assets where the contractual payment is more than 30 days past due, the default position is to assume an increase in credit risk. However, default levels in the past have been immaterial and there were no fee receivables past due as at 31 March 2020.

Investments in subsidiaries

Investments in subsidiaries are stated in the parent company's balance sheet at cost less any provisions for impairment.

Note 3 – Investment in Subsidiary

COMPANY

At 31 March 2020 and 31 March 2019 the Company had an investment of \$1. In the opinion of the directors, the Company's investment is not impaired. Details of the investment are as follows:

Investee	Country of incorporation	Principal activity	Number, class and percentage of shares held by the Company
Nikko AM (Cayman) Ltd	Cayman Islands	General partner	1 Ordinary share of \$1, 100%

Note 4 – Taxation

At 31 March 2020 and 2019, the tax rate applicable to the Group and the Company's profits is 0% because there is no tax levied on Cayman Islands companies.

NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LTD
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2020

Note 5 - Financial Risk Factors

The Group and Company's financial instruments comprise cash and cash equivalents and receivable and payable balances that arise from its daily operations. All cash and cash equivalents are carried at cost which is considered to approximate to fair value due to the short term maturity of these financial instruments. The main risks associated with the Group and Company's financial assets and liabilities are set out below:

Credit risk

Credit risk is defined as the risk of financial loss due to a counterparty's failure to honour its obligation principally in relation to transactions where the Group or Company provides goods or services on deferred terms and where it invests or deposits surplus cash. The Group or Company do not believe that they are materially exposed to credit risk as its sales debtors are managed group funds and therefore management and performance fees receivable are governed by its agreements with these funds. To mitigate any residual risk of these assets failing to be delivered, the Group and Company ensure that the terms of these agreements in relation to payments of management and performance fees are adhered to by monitoring its aged debtor analysis against the agreed service level agreements.

The Group and Company adopts the policy of dealing with customers of appropriate credit history. For other financial assets, the Group and Company adopts the policy of dealing with financial institutions and other counterparties with high credit ratings. There are no financial assets past due and / or impaired as at 31 March 2020 and 2019. Trade receivables are due at least quarterly, and are normally settled within 30 days of their due date. There are no overdue trade receivables at the balance sheet date.

Further, with regard to bank deposits, the Group and Company only deposits money with approved counterparties on agreed terms.

Market risk

Market risk (or systemic risk) is defined as that risk which is common to an entire class of assets or liabilities whereby their value can fluctuate simply because of economic changes or other events that impact large portions of the market. The Group and Company do not believe that they are exposed to material market risk as the assets the Group and Company manage are held by and for the benefit of fund holders through separate legal entities.

Currency risk

Currency risk is defined as the risk that the value of Group or Company assets and liabilities denominated in currencies other than the functional currency of the Group or Company will change in value due to movements in foreign exchange rates. The Group and Company are exposed to currency risk arising from various currency exposures, primarily with respect to the Japanese Yen (JPY), Sterling Pound (GBP) and Singapore Dollar (SGD). The Group and Company's fee income is received mainly in USD and JPY. At 31 March 2020 and 2019, had these currencies strengthened/weakened by 10% against the USD with all other variables including tax rate being held constant, the Group and Company's profit before tax for the financial year would have been higher/lower as a result of currency translation losses/gains on the remaining currency denominated cash balances, trade receivables and payables by the below amounts.

Currency	2020	2019
	(Rounded to nearest \$ thousand)	
JPY	\$ 36,000	\$ 54,000
GBP	76,000	95,000
SGD	15,000	56,000
EUR	2,000	-

Liquidity risk and financial solvency risk

Liquidity risk is defined as the risk that the Group or Company will not be able to meet its financial obligations as they fall due. The Group and Company's approach to managing this risk is to ensure that it has sufficient liquidity to meet its liabilities when due, both under normal and stressed conditions.

Capital management

The Group and Company capital position is monitored on an ongoing basis to ensure that it is adequate. There are no externally imposed capital requirements.

Fair Value of Financial Instruments

The fair values of financial assets and financial liabilities that are traded in active markets are based on quoted market prices or dealer price quotations. For all other financial instruments, the Group determines fair values using other valuation techniques.

For financial instruments that trade infrequently and have little price transparency, fair value is less objective, and requires varying degrees of judgement depending on liquidity, concentration, uncertainty of market factors, pricing assumptions and other risks affecting the specific instrument.

The table below analyses financial instruments, into a fair value hierarchy based on the valuation technique used to determine fair value.

- Level 1: quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities
- Level 2: inputs other than quoted prices included within Level 1 that are observable for the asset or liability, either directly (i.e., as prices) or indirectly (i.e., derived from prices)
- Level 3: inputs for the asset or liability that are not based on observable market data (unobservable inputs).

NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LTD
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2020

Year ended 31 March 2020	Level 1	Level 2	Level 3	Total 2020
	\$	\$	\$	\$
Assets				
Cash and cash equivalent	5,628,385	-	-	5,628,385
Accounts receivable	-	2,851,607	-	2,851,607
Accrued income and prepaid expense	-	70,125	-	70,125
Liabilities				
Accrued expense and deferred income	-	148,200	-	148,200
Accounts payable	-	79,840	-	79,840
Accounts payable to group undertakings	-	1,643,547	-	1,643,547
Year ended 31 March 2019	Level 1	Level 2	Level 3	Total 2019
	\$	\$	\$	\$
Assets				
Cash and cash equivalent	3,938,928	-	-	3,938,928
Accounts receivable	-	3,190,108	-	3,190,108
Accrued income and prepaid expense	-	71,250	-	71,250
Liabilities				
Accrued expense and deferred income	-	146,480	-	146,480
Accounts payable	-	124,271	-	124,271
Accounts payable to group undertakings	-	2,462,391	-	2,462,391

All financial assets and liabilities are carried at historical cost. The fair values of all financial assets and liabilities are similar to their carrying values owing to their short term nature.

Note 6 - Related Party Transactions

Transactions between the Group and Company and related parties are disclosed below:

Year ended 31 March 2020	Operating Revenues	Operating Expenses (a)	Debtor as at 31 March 2020 (b)	Creditor as at 31 March 2020(b)
Nikko Asset Management Americas, Inc.	\$ -	\$ 4,939,036	\$ -	\$ 686,456
Nikko Asset Management Europe Ltd.	-	2,265,335	-	991,951
Nikko Asset Management Co., Ltd.	-	6,464,511	179,247	-
Nikko Asset Management Asia Ltd.	-	1,801,198	-	137,386
Nikko Asset Management Hong Kong	-	115,458	-	7,001
Total	\$ -	\$ 16,010,138	\$ 179,247	\$ 1,822,794
Year ended 31 March 2019	Operating Revenues	Operating Expenses (a)	Debtor as at 31 March 2019 (b)	Creditor as at 31 March 2019(b)
Nikko Asset Management Americas, Inc.	\$ -	\$ 4,735,296	\$ -	\$ 339,775
Nikko Asset Management Europe Ltd.	-	9,478,941	-	1,253,147
Nikko Asset Management Co., Ltd.	-	2,634,320	-	307,671
Nikko Asset Management Asia Ltd.	-	2,071,148	-	549,065
Nikko Asset Management Hong Kong	-	136,852	-	12,733
Total	\$ -	\$ 19,056,557	\$ -	\$ 2,462,391

NIKKO AM GLOBAL CAYMAN LTD
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 MARCH 2020

- (a) Operating expenses paid to related parties are payable under investment management agreements and are for fund management services.
- (b) The amounts outstanding are unsecured and will be settled in cash. No guarantees have been given or received. No provisions have been made for doubtful debts in respect of the amounts owed by related parties.

Nikko Asset Management Americas, Inc., Nikko Asset Management Europe Ltd., Nikko Asset Management Asia Ltd and Nikko Asset Management Hong Kong are fellow subsidiaries. Nikko Asset Management Co., Ltd is an indirect shareholder of the aforementioned subsidiaries.

Note 7 - Ultimate Holding Company

The Group is a wholly owned subsidiary of Nikko AM Global Holdings Ltd, its immediate parent undertaking, a company which is registered in England and Wales.

In the opinion of the directors the ultimate parent company, and controlling party, is Sumitomo Mitsui Trust Holdings, Inc., a company incorporated in Japan. Financial statements for Sumitomo Mitsui Trust Holdings, Inc. are available to the public from the Investor Relations Office, Financial Planning Department, Sumitomo Mitsui Trust Holdings, Inc. 1-4-1, Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8233, Japan. Copies of the annual report can be viewed or retrieved from <http://www.smth.jp/en/>.

Note 8 – Subsequent Events

Subsequent to the statement of financial position date, there were no events which had an impact on the consolidated and individual financial statements of the Company.

[次へ](#)

(2) 損益の状況

管理会社の損益の状況については、「 5 管理会社の経理の概況 (1) 資産及び負債の状況」の項目に記載した管理会社の連結包括利益計算書をご参照下さい。

[次へ](#)

別紙A

定義

文脈上他の意味に解すべき場合を除き、本書では、以下の表現は以下の意味を有します。

「円」および「JPY」	日本の法定通貨をいいます。
「円ヘッジクラス受益証券」	円ヘッジクラス受益証券として指定された、円建てのファンドの受益証券のクラスをいいます。
「円ヘッジクラス受益証券の分配日」	5月15日（当該日がファンド営業日でない場合は、その翌ファンド営業日とします。）またはファンドに関して管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいいます。
「買戻通知書」	管理会社または管理事務代行会社（もしくはその受任者）が承諾する様式にて提出される買戻請求の通知をいいます。
「買戻日」	各評価日またはファンドに関して管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいいます。
「クラス」	適格投資家に対してのみ募集が行われるファンドに関して、管理会社が受託会社の同意を得た上で設定した受益証券のクラスをいいます。
「計算期間」	初回の計算期間についてはファンドの運用開始日およびその後の計算期間については直前の決算日の翌暦日（場合に応じて）に開始し、決算日（同日を含みます。）に終了する期間をいいます。
「継続募集期間初日」	2018年6月28日またはファンドに関して管理会社が受託会社との協議の上で決定することのできるその他の日をいいます。
「決算日」	各年12月の最終暦日またはファンドに関して管理会社が受託会社との協議の上で随時に決定することのできる各年におけるその他の日をいいます。
「受益者」	当該時点における登録された受益証券の保有者をいいます。
「受益者決議」	受益証券1口当たり純資産価格の合計がファンド全体の純資産価額の50%以上となる受益証券の保有者が書面により承認した決議またはマスター信託証書の規定に従って開催された受益者集会において可決された決議をいいます。
「受益証券1口当たり純資産価格」	ファンドの純資産価額を評価日現在発行済の受益証券口数で除した価格をいいます。
「純資産価額」	「第二部 第2 3 (1) 資産の評価」の「純資産価額の計算」の記載に従い、ファンドの総資産の価格から、マスター信託証書の規定に従い計算される総負債を差し引いた価格をいいます。ファンドの純資産価額は、米ドルで計算されます。

「純資産価額計算」	各評価日における純資産価額は、同日中に計算および公表されるものとし ます。米ドルクラス受益証券の受益証券1口当たり純資産価格は、小数点以下 第二位に四捨五入されるものとします。円ヘッジクラス受益証券の受益証券 1口当たり純資産価格は、整数に四捨五入されるものとします。受益証券1 口当たり純資産価格は、日本において関連する取引日の翌日に入手可能とな ることが予定されています。
「適格投資家」	以下の()から()に該当しない者、法人または主体をいいます。 ()米国投資家(以下に定義します。)、()ケイマン諸島に居住する または住所を置く者または主体(慈善信託もしくは団体またはケイマン諸島 の特例会社もしくは非居住会社を除きます。)、()適用法に違反するこ となく受益証券の申込みまたは保有を行うことができない者および()上 記()から()に規定される者、法人もしくは主体の保管者、名義人も しくは受託者、または管理会社が受託会社の承認を得た上で随時に決定する その他の者、法人もしくは主体。
「取引日」	各評価日またはファンドに関して管理会社が随時定める日をいいます。
「内国歳入法」	1986年米国内国歳入法(その後の改正を含みます。)をいいます。
「評価時点」	当該評価日に金融商品の公開取引を行うニューヨーク金融市場において「通 常取引」を終了する、ニューヨーク市における時刻またはファンドに関して 管理会社が随時に決定することのできるその他の日のその他の時刻をいいま す。 クラスの額面通貨建てでない資産は、WM/ロイターの午後4時のレートに基 づく評価時点において換金されるものとします。
「評価日」	2018年6月28日以降の各ファンド営業日またはファンドに関して管理会社が 随時定める日をいいます。
「ファンド決議」	該当する発行済受益証券口数の過半数の保有者が書面により承認した決議、 またはマスター信託証書の規定に従い開催されたかかるファンドの受益者集 会において可決された決議をいいます。
「分配期間」	各クラスについて、初回の分配期間についてはそのクラスの継続募集期間初 日およびその後の分配期間についてはそのクラスの直前の当該分配基準日の 翌暦日に開始し、そのクラスの当該分配基準日(同日を含みます。)に終了 する期間をいいます。
「分配支払日」	下記のいずれかの日またはファンドに関して管理会社が決定することのでき る各月におけるその他の日をいいます。 ・円ヘッジクラス受益証券については、円ヘッジクラス受益証券の分配日の 後5ファンド営業日目の日 ・米ドルクラス受益証券については、米ドルクラス受益証券の分配日の後5 ファンド営業日目の日
「米国」	アメリカ合衆国、その領土および属領をいいます。
「米国投資家」	()内国歳入法に定義された「米国人」、()1933年証券法のレギュ レーションSに定義された「米国人」または()米国商品取引法のルール 4.7に定義された「非米国人」ではない者、法人または主体をいいます。
「米ドル」および「USD」	米国の法定通貨をいいます。

- 「米ドルクラス受益証券」 米ドルクラス受益証券として指定された、米ドル建てのファンドの受益証券のクラスをいいます。
- 「米ドルクラス受益証券の分配日」 5月15日(当該日がファンド営業日でない場合は、その翌ファンド営業日とします。)またはファンドに関して管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいいます。
- 「申込書」 管理会社または管理事務代行会社(もしくはそれぞれの受任者)から入手可能な受益証券の申込書をいいます。
- 「GAAP」 米国で一般に公正妥当と認められた会計原則をいいます。

[次へ](#)

(2) その他の訂正

別段の記載がない限り、訂正箇所を下線で示します。

第一部 証券情報

(3) 発行（売出）価額の総額

<訂正前>

米ドルクラス受益証券

10億米ドル（約1,069億円）を上限とします。

（後略）

<訂正後>

米ドルクラス受益証券

10億米ドル（約1,046億円）を上限とします。

（後略）

(8) 申込取扱場所

<訂正前>

ファンドの申込取扱場所については以下にご照会ください。

三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社（代行協会員）

〒100-8148 東京都千代田区大手町一丁目9番5号 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー

ホームページ内：<https://www.pb.mufg.jp/>

「外国投資信託の運用報告書（全体版）および申込取扱場所」

（以下、申込取扱場所となる各金融機関を「販売会社」といいます。）

（注1）三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社は、2020年8月1日付で、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を存続会社とする吸収合併方式で、同社と合併する予定です。当該合併後の販売会社の照会先は、以下のとおりです。以下同様です。

販売会社の照会先：

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（代行協会員）

〒100-0005 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

（注2）販売会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行います。

<訂正後>

ファンドの申込取扱場所については以下にご照会ください。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（代行協会員）

〒100-0005 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

ホームページ内：<https://www.pb.mufg.jp/>

「外国投資信託の運用報告書（全体版）および申込取扱場所」

（以下、申込取扱場所となる各金融機関を「販売会社」といいます。）

（注）販売会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行います。

(12) その他

<訂正前>

（前略）

(口) 引受等の概要

（中略）

管理会社は、三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社をファンドに関して日本における代行協会員に指定しています。

（後略）

<訂正後>

（前略）

(口) 引受等の概要

(中略)

管理会社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社をファンドに関して日本における代行協会員に指定しています。

(後略)

第二部 ファンド情報

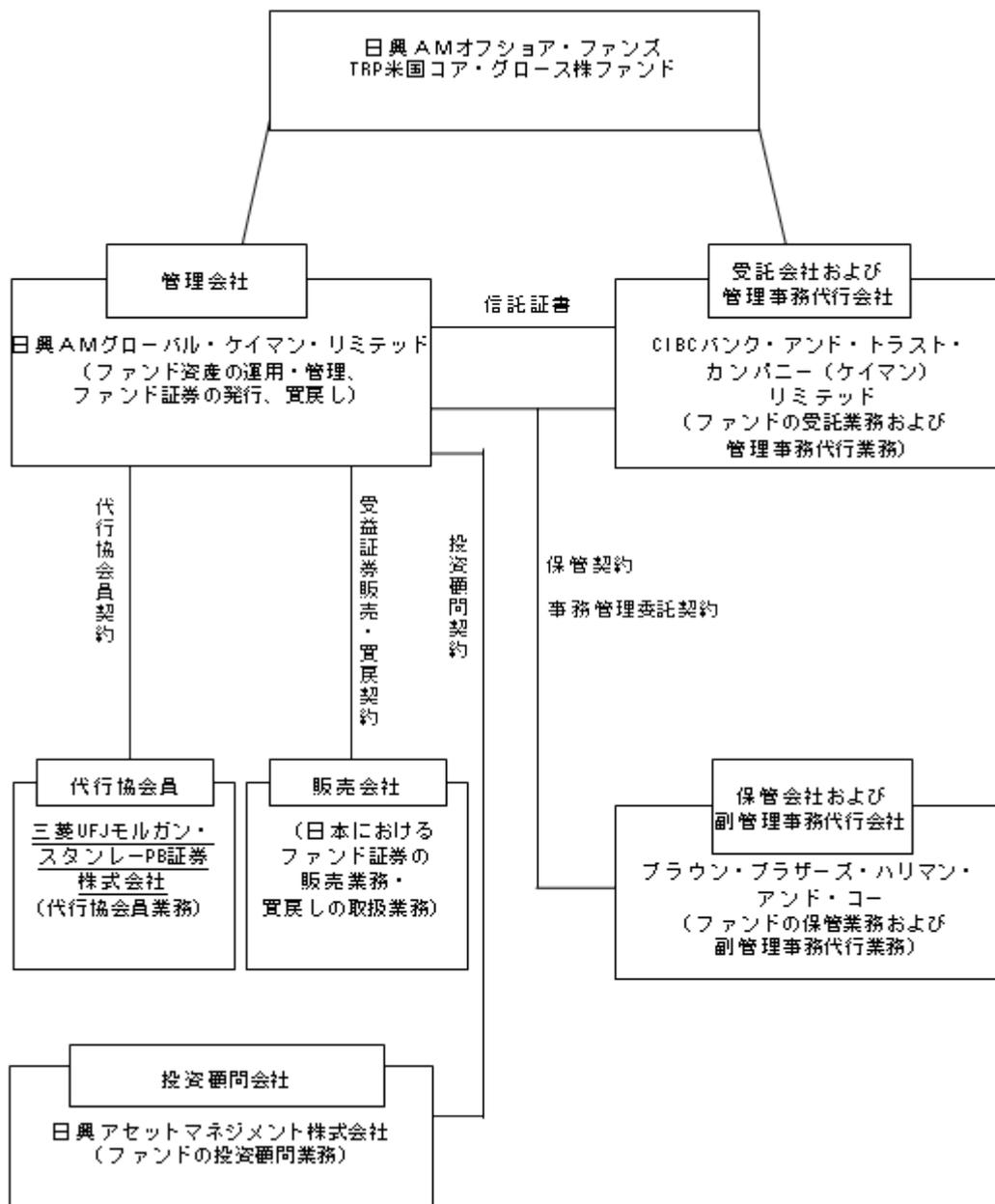
第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み

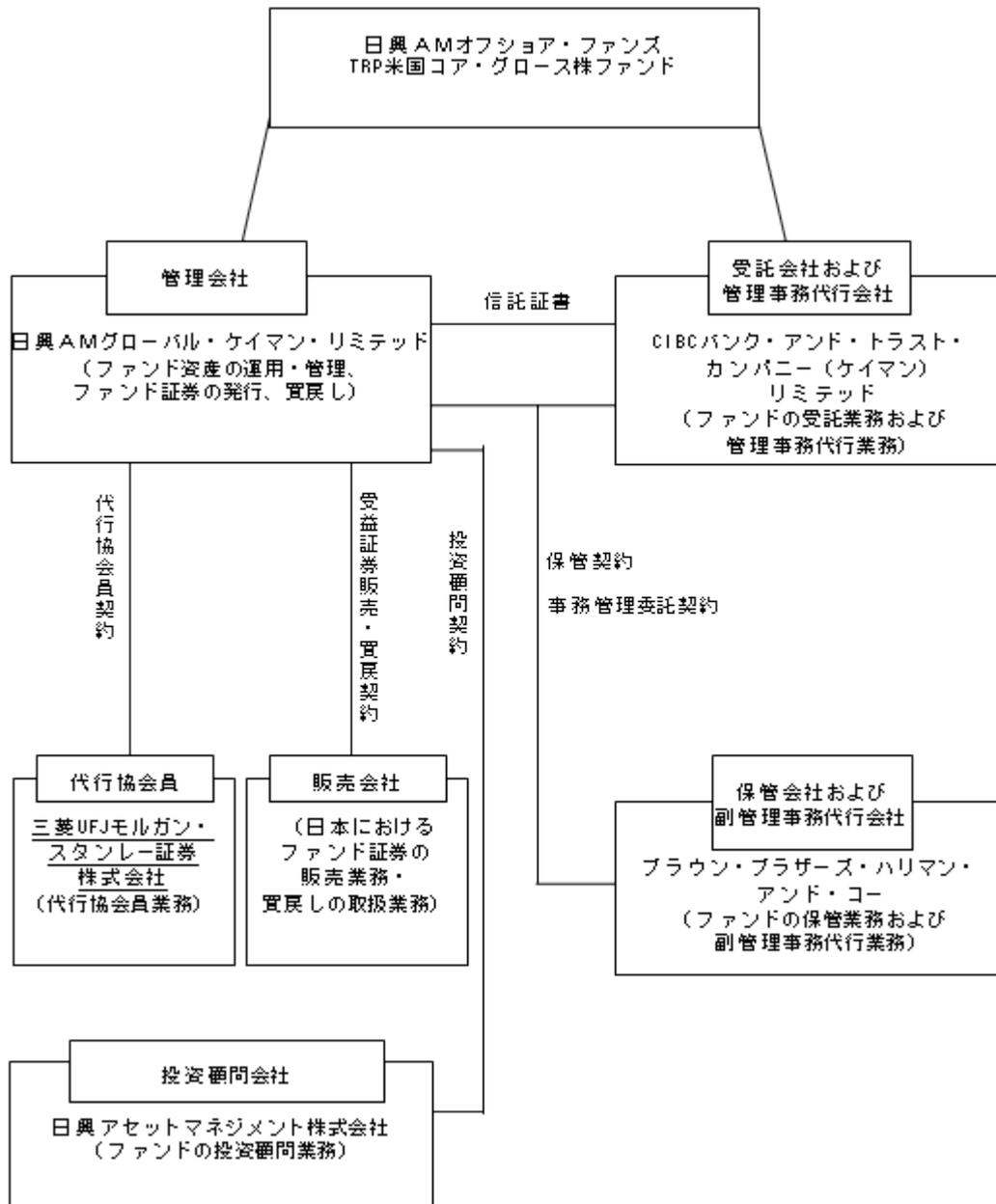
ファンドの仕組み

<訂正前>



(後略)

<訂正後>



(後略)

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

< 訂正前 >

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
(中略)		
三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社	代行協会員	2018年5月23日付で管理会社との間で代行協会員契約（以下「代行協会員契約」といいます。）（注3）を締結。日本における代行協会員業務について規定しています。

(後略)

< 訂正後 >

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
(中略)		
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	代行協会員	2018年5月23日付で管理会社との間で代行協会員契約（以下「代行協会員契約」といいます。）（注3）を締結。日本における代行協会員業務について規定しています。

(後略)

管理会社の概要

< 訂正前 >

(前略)

() 資本金の額（2020年4月末日現在）

2020年4月末日現在の資本金の額は、480,000米ドル（約5,130万円）で、発行済株式数は、1株1米ドル（106.87円）の普通株式480,000株です。管理会社の授権株式資本金は、1株1米ドル（106.87円）の普通株式1,000,000株から成る1,000,000米ドル（約1億687万円）です。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

() 資本金の額（2020年7月末日現在）

2020年7月末日現在の資本金の額は、480,000米ドル（約5,021万円）で、発行済株式数は、1株1米ドル（104.60円）の普通株式480,000株です。管理会社の授権株式資本金は、1株1米ドル（104.60円）の普通株式1,000,000株から成る1,000,000米ドル（約1億460万円）です。

(後略)

(4) ファンドに係る法制度の概要

準拠法の内容

< 訂正前 >

() 信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この分野に関する英国判例法のほとんどを採用しています。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。概念上、投資信託においては、買付者は、受託会社に対して資金を払い込み、受託会社は、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、基本的に保管会社としてこれを保持します。各受益者は、ユニット・トラストの資産の持分比率に応じて権利を有します。

(中略)

特例信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないとの約定を取得することができます。

信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できます。

(中略)

() 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改正）

ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改正）（以下「本規則」といいます。）は、日本で公衆に向けて販売されるケイマン諸島の一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものです。

本規則は、新設の一般投資家向け投資信託に、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」といいます。）に対する一般投資家向け投資信託免許を受けるための申請を義務づけることにより運用されています。交付される投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用があります。かかる条件の一つとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わなければなりません。

本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に、一般投資家向け投資信託の証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、証券の純資産額ならびに発行価格および買戻価格の計算方法、証券に付随する権利および制限が変更される条件および状況（該当する場合）を含む一般投資家向け投資信託の証券の発行の条件、証券の譲渡または転換の条件、一般投資家向け投資信託の証券の買戻しまたはかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などに関する条項を入れることを義務づけています。

本規則は、一般投資家向け投資信託がミューチュアル・ファンド法に従い、CIMAが承認した管理事務代行会社を任命し、維持することを義務づけています。管理事務代行会社を変更する場合、当該変更の1ヶ月前までに書面でCIMA、一般投資家向け投資信託の投資家および管理事務代行会社以外のサービス提供者に通知しなければなりません。一般投資家向け投資信託は、CIMAの事前の承認を得ずに管理事務代行会社を変更することはできません。

さらに管理事務代行会社は、投資家が通常の営業時間内に閲覧することができるよう、投資家名簿の写しを保管し、投資家が一般投資家向け投資信託の証券の直近の発行価格および償還価格または買戻価格を請求に応じて無料で入手することができるようにしなければなりません。

一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、相当する法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社（優良ブローカー）を任命し、維持しなければなりません。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1ヶ月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資家および保管会社以外のサービス提供者に通知しなければなりません。

一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、相当する法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいるインベストメント・アドバイザーを任命し、維持しなければなりません。インベストメント・アドバイザーを変更する場合は変更の1ヶ月前までにCIMA、投資家およびインベストメント・アドバイザー以外のサービス提供者に通知しなければなりません。さらに、インベストメント・アドバイザーの取締役を変更する場合は、当該インベストメント・アドバイザーが運用する各一般投資家向け投資信託の運営者の事前の承認を得なければなりません。かかる運営者は当該変更案を、変更の1ヶ月前までに書面でCIMAに通知しなければなりません。

一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6ヶ月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家に配付しなければなりません。中間財務諸表については、当該一般投資家向け投資信託の目論見書に記載した要領で作成したものを配付すればよいものとされています。

<訂正後>

() 信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この分野に関する英国判例法のほとんどのを採用しています。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。投資家は、受託会社に対して資金を払い込み、受託会社は、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、基本的に保管会社としてこれを保持します。各受益者は、ユニット・トラストの資産の持分比率に応じて権利を有します。

(中略)

特例信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が、最長で50年間課税に服さないとの約定を取得することができます。

ケイマン諸島の信託は、150年まで存続ことができ、一定の場合は無期限に存続できます。

(中略)

() 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改正）

一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改正）（以下「本規則」といいます。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものです。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を取得し、その証券の日本における募集を既に行ったか、または行うことが予定されている信託、会社（有限責任会社を含みます。）またはパートナーシップである投資信託をいいます。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日時点で存在している投資信託、またはかかる日付時点で存在し、かかる日付より後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投

「資家向け投資信託」の定義から除かれます。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」といいます。)に書面で届け出ることによって、かかる選択(当該選択は撤回不能です。)をすることができます。

CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用があります。かかる条件の一つとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わなければなりません。

本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけています。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額ならびに証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行の条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれます。

一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で、無料で入手することができなければなりません。

一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6ヶ月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければなりません。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければなりません。

また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6ヶ月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の業務の詳細を記載した書面による報告書をCIMAに提出する義務を負います。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知り得る限り、当該投資信託の投資指針、投資制限および設立文書が遵守されていること、ならびに当該投資信託は投資家または債権者に不利益を与える方法では運営されていないことを確認した宣誓書を、毎年1回、CIMAに提出しなければなりません。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのゼネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいいます。

(5) 開示制度の概要

A. ケイマン諸島における開示

ケイマン諸島金融庁に対する開示

< 訂正前 >

(前略)

監査人は、監査の過程において、トラストに以下のいずれかに該当する情報を取得しまたは以下のいずれかに該当するとの疑義を抱くときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っています。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

監査人は、監査の過程において、トラストに以下のいずれかに該当する情報を取得した、または以下のいずれかに該当するとの疑義を抱くときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っています。

(後略)

2 投資方針

(3) 運用体制

< 訂正前 >

(前略)

上記体制は2020年4月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

< 訂正後 >

(前略)

上記体制は2020年7月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3 投資リスク

リスク管理

< 訂正前 >

(前略)

上記体制は2020年4月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

(前略)

上記体制は2020年7月末日現在のものであり、今後変更となることがあります。

(参考情報)

本項を以下のとおり更新します。

米ドルクラス

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	11.4%	5.9%	5.3%	4.4%	3.9%	2.4%	1.9%
最大値	27.3%	27.1%	26.0%	41.5%	30.5%	10.8%	17.7%
最小値	-3.9%	-13.7%	-12.8%	-23.1%	-12.4%	-6.2%	-21.5%

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2015年8月から2020年7月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。ただし、ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用しています。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX、配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)

日本国債…NOMURA-BPI国債

先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本)

新興国債…JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド

※各指数は、米ドル換算しております。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移



※純資産価格は管理報酬等控除後の1口当たりの値です。

※分配金再投資純資産価格は、2018年6月末の純資産価格を起点として指数化しています。

※ファンドの分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

円ヘッジクラス

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	8.4%	4.4%	6.5%	2.8%	1.7%	0.7%	0.2%
最大値	23.6%	32.2%	34.1%	37.2%	9.3%	11.4%	19.3%
最小値	-6.6%	-22.0%	-17.5%	-27.4%	-4.0%	-12.3%	-17.4%

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2015年8月から2020年7月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。ただし、ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用しています。

<各資産クラスの指数>

日本株 … 東証株価指数(TOPIX、配当込)

先進国株 … MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込)

新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)

日本国債 … NOMURA-BPI国債

先進国債 … FTSE世界国債インデックス(除く日本)

新興国債 … JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド

※各指数は、円換算しております。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

東証株価指数 (TOPIX、配当込)

当指数は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAIインデックス (配当込)

当指数は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込)

当指数は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

当指数は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、当指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス (除く日本)

当指数は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。なお、当指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド (円ヘッジなし)

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移



※純資産価格は管理報酬等控除後の1口当たりの値です。

※分配金再投資純資産価格は、2018年6月末の純資産価格を起点として指数化しています。

※ファンドの分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

当指数は、JP. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、JP. Morgan Securities LLCに帰属します。

4 手数料等及び税金

(5) 課税上の取扱い

<訂正前>

(前略)

(A) 日本

ファンドは、日本の税法上、公募外国株式投資信託として取扱われます。したがって、2020年6月30日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

(中略)

(B) ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、現行法上、トラスト、ファンドまたは受益者に対し、いかなる所得税、法人税もしくはキャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税も課しません。ケイマン諸島は、トラストに対してまたはトラストにより行われる支払に適用される二重課税防止条約をどの国とも締結していません。本書の日付現在、ケイマン諸島において外国為替管理は行われていません。

(後略)

<訂正後>

(前略)

(A) 日本

ファンドは、日本の税法上、公募外国株式投資信託として取扱われます。したがって、2020年9月30日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

(中略)

(B) ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、現行法上、トラスト、ファンドまたは受益者に対し、いかなる所得税、法人税もしくはキャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税も課しません。ケイマン諸島は、トラストに対してまたはトラストにより行われる支払に適用される二重課税防止条約をどの国とも締結していません。2020年9月30日現在、ケイマン諸島において外国為替管理は行われていません。

(後略)

5 運用状況

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

本項を以下のとおり更新します。

(2020年7月末日現在)

銘柄	発行地	種類	保有 投資証券数 (口)	簿価(米ドル)		時価(米ドル)		投資 比率 (%)
				単価	総額	単価	総額	
USブルーチップ・エ クイティ・ファンド (クラスI)	ルクセン ブルグ	投資 信託	2,420,977.54	18.36	44,450,922.13	22.38	54,181,477.35	99.09

(注1) 上記の他、投資有価証券はありません。

(注2) 上記の銘柄の内容は、管理事務代行会社により提供された情報に基づきます。

第三部 特別情報

第2 その他の関係法人の概況

1 名称、資本金の額及び事業の内容

(3) 販売会社および代行協会員

<訂正前>

名称

三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社

資本金の額

2020年4月末日現在、80億円

事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を行った第一種金融商品取引業者であり、有価証券の募集、引受、売買、媒介およびその他金融商品取引業に関連する業務を行っています。

(注) 三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社は、2020年8月1日付で、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を存続会社とする吸収合併方式で、同社と合併する予定です。当該合併後の名称、資本金の額および事業の内容は、以下のとおりです。

名称

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

(後略)

<訂正後>

名称

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

(後略)

2 関係業務の概要

(4) 販売会社

<訂正前>

管理会社は、三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社を日本における受益証券の販売会社として任命しました。

(後略)

<訂正後>

管理会社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を日本における受益証券の販売会社として任命しました。

(後略)

(5) 代行協会員

<訂正前>

管理会社は、三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社をファンドの代行協会員として任命しました。

(後略)

<訂正後>

管理会社は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社をファンドの代行協会員として任命しました。

(後略)

第3 投資信託制度の概要

<訂正前>

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

(中略)

- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が発立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。

(中略)

- 1.4 別途明示的にプライベート・ファンドに言及している場合（または広く投資信託への言及により含意される場合）を除き、以下では、ミューチュアル・ファンド法の規制に服するオープン・エンド型のミューチュアル・ファンドの運用を取り扱っており、「ミューチュアル・ファンド」はこれに応じて解釈するものとする。

2019年12月現在、ミューチュアル・ファンド法の下で規制される活動中のミューチュアル・ファンドの数は10,857（2,886のマスター・ファンドを含む。）であった。さらに、当該日現在、適用除外を受けたかなりの数の未登録のファンド（クローズド・エンド型ファンド（2020年2月以降、プライベート・ファンド法の規制に服する。）および限定投

資家向け投資信託(以下に定義される。)(2020年2月以降、一般的にミューチュアル・ファンド法の規制に服する。)を含むが、これらに限定されない。)が存在していた。

- 1.5 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会(マネー・ロンダリング)およびオフショア・バンキング監督者グループ(銀行規制)のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法(2020年改正)(以下「金融庁法」という。)により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」という。)が、ファンド法のもとでのミューチュアル・ファンドおよびプライベート・ファンドの規制の責任を課せられている。

(中略)

- 2.3 プライベート・ファンド法において、プライベート・ファンドとは、会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップで、投資者の選択により買戻しができない投資持分の募集および発行を主たる事業としており、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ当該事業体による投資対象の取得、保有、運用または処分を通じて投資者が収益または売買益を享受することを目的とするか、またはそのような効果を有し、以下に該当するものと定義されている。

(中略)

(b) 投資対象が全体としてプライベート・ファンドの運用者またはその代理人によって直接的または間接的に運用されており、その報酬が会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップの資産、収益または売買益に基づくもの

(中略)

4. 投資信託の継続要件

- 4.1 限定投資家向け投資信託の場合を除き、いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が(投資するか否かの)判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した販売書類を(CIMAが免除しない限り)発行しなければならない。限定投資家向け投資信託には、販売書類、条件概要またはマーケティング資料を提出する選択肢がある。販売書類のないマスター・ファンドの場合、マスター・ファンドに関する詳細内容は、通常、規制フィーダー・ファンドの販売書類に記載されており、当該販売書類はCIMAへの提出が義務付けられている。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更があるときは21日以内に改訂販売書類(限定投資家向け投資信託については、条件概要またはマーケティング資料(提出された場合))をCIMAに対して提出する義務を負っている。CIMAは、販売書類の内容または形式を規定する権限を有していないが、販売書類の内容に関して規則または方針書を発表することがある。

- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、当該投資信託の決算終了から6ヶ月以内に監査済年次会計書類を提出しなければならない。監査人は、規制投資信託の会計監査を行う過程で投資信託に以下のいずれかに該当する情報を取得しまたは以下のいずれかに該当するとの疑義を抱くときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。

(中略)

5. 投資信託管理者

(中略)

- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。

(中略)

- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならず、決算期末から6ヶ月以内にCIMAに対し監査済の会計書類を提出しなければならない。監査人は、投資信託管理者の会計監査を行う過程で免許投資信託管理者に以下のいずれかに該当する情報を取得しまたは以下のいずれかに該当するとの疑義を抱くときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。

(中略)

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

(中略)

6.1 特例会社

(中略)

(e) 特例会社は、株主により管理されていない限り、1人または複数の取締役をおかななければならない。取締役は、コモンロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ特例会社の最善の利益のために行わなければならない。

(中略)

(j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、特例会社は、資本から株式の償還または買戻しをすることができる。しかし、資本から支払った後においても、特例会社は通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち支払能力を有していなければならない。

(中略)

(l) 特例会社は、30年間に上限とした期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。実際には、ケイマン諸島の財務大臣が与える本約定の期間は20年間である。

(中略)

6.2 特例ユニット・トラスト

(中略)

(g) 特例信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間に上限とした期間について課税に服さないとの約定を得ることができる。

(中略)

6.3 特例リミテッド・パートナーシップ

(中略)

(i) 特例リミテッド・パートナーシップは、50年間に上限とした期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。

(中略)

6.4 有限責任会社

(中略)

(e) 有限責任会社は、50年間に上限とした期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。

(中略)

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁(CIMA)による規制と監督

(中略)

7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。

(中略)

(c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。

(中略)

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

(中略)

8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。

(中略)

(c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。

(中略)

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

(中略)

ただし、これらの情報は、CIMAが法令により職務を行い、またはその任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

(a) 例えば2016年秘密情報開示法または犯罪収益法(2020年改正)および薬物濫用法(2017年改正)等に基づき、ケイマン諸島内の裁判所により合法的に要求されあるいは許可された場合。

(中略)

13. 解散

(中略)

13.3 リミテッド・パートナーシップ

(中略)

14. 一般投資家向け投資信託(日本)規則(2018年改正)

(中略)

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行の条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

（中略）

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6ヶ月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのゼネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

（中略）

(d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または相当する法域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託したかかる者による職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。

（後略）

<訂正後>

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

（中略）

1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃に設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。

（中略）

1.4 別途明示的にプライベート・ファンドに言及している場合（または広く投資信託への言及により含意される場合）を除き、以下では、ミューチュアル・ファンド法の規制に服するオープン・エンド型のミューチュアル・ファンドの運用を取り扱っており、「ミューチュアル・ファンド」はこれに応じて解釈するものとする。

1.5 2019年12月現在、ミューチュアル・ファンド法の下で規制される活動中のミューチュアル・ファンドの数は10,857（2,886のマスター・ファンドを含む。）であった。さらに、当該日現在、適用除外を受けたかなりの数の未登録のファンド（クローズド・エンド型ファンド（2020年2月以降、プライベート・ファンド法の規制に服する。）および限定投資家向け投資信託（以下に定義される。）（2020年2月以降、一般的にミューチュアル・ファンド法の規制に服する。）を含むが、これらに限定されない。）が存在していた。

1.6 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）のメンバーである。

2. 投資信託規制

2.1 銀行、信託会社、保険会社、投資運用会社または投資顧問会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法（2020年改正）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ファンド法のもとでのミューチュアル・ファンドおよびプライベート・ファンドの規制の責任を課せられている。CIMAは、証券監督者国際機構およびオフショア・バンキング監督者グループのメンバーでもある。

（中略）

2.3 プライベート・ファンド法において、プライベート・ファンドとは、投資者の選択により買戻しができない投資持分を募集または発行しているか、発行したことがある会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップであり、投資者の資金をプールし、当該事業体による投資対象の取得、保有、運用または処分を通じて投資者が収益または売買益を享受することを目的とするか、またはそのような効果を有し、以下に該当するものと定義されている。

（中略）

(b) 投資対象が全体としてプライベート・ファンドの運用者またはその代理人によって直接的または間接的に運用されているもの

（中略）

4．投資信託の継続要件

- 4.1 限定投資家向け投資信託の場合を除き、いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が（投資するか否かの）判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した販売書類を（CIMAが免除しない限り）発行しなければならない。限定投資家向け投資信託には、販売書類、条件概要またはマーケティング資料を提出する選択肢がある。販売書類のないマスター・ファンドの場合、マスター・ファンドに関する詳細内容は、通常、規制フィーダー・ファンドの販売書類に記載されており、当該販売書類はCIMAへの提出が義務付けられている。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモン・ロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更があるときは21日以内に改訂販売書類（限定投資家向け投資信託については、条件概要またはマーケティング資料（提出された場合））をCIMAに対して提出する義務を負っている。CIMAは、販売書類の内容または形式を規定する権限を有していないが、販売書類の内容に関して規則または方針書を発表することがある。
- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、当該投資信託の決算終了から6ヶ月以内に監査済年次会計書類を提出しなければならない。監査人は、規制投資信託の会計監査を行う過程で投資信託に以下のいずれかに該当する情報を取得した、または以下のいずれかに該当するとの疑義を抱くときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。

（中略）

5．投資信託管理者

（中略）

- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し（該当する場合）、上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。

（中略）

- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならず、決算期末から6ヶ月以内にCIMAに対し監査済の会計書類を提出しなければならない。監査人は、投資信託管理者の会計監査を行う過程で免許投資信託管理者に以下のいずれかに該当する情報を取得した、または以下のいずれかに該当するとの疑義を抱くときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。

（中略）

6．ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

（中略）

6.1 特例会社

（中略）

- (e) 特例会社は、株主により管理されていない限り、1人または複数の取締役をおかななければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ特例会社の最善の利益のために行うしなければならない。

（中略）

- (j) 収益または払込剰余金からの全額払込済の株式の償還または買戻しの支払に加えて、特例会社は、資本から全額払込済の株式の償還または買戻しをすることができる。しかし、資本から支払った後においても、特例会社は通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち支払能力を有していなければならない。

（中略）

- (l) 特例会社は、最長で30年間将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。実際には、ケイマン諸島の財務大臣が与える本約定の期間は20年間である。

（中略）

6.2 特例ユニット・トラスト

（中略）

- (g) 特例信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が、最長で50年間課税に服さないとの約定を得ることができる。

（中略）

6.3 特例リミテッド・パートナーシップ

（中略）

- (i) 特例リミテッド・パートナーシップは、最長で50年間将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。

（中略）

6.4 有限責任会社

（中略）

- (e) 有限責任会社は、最長で50年間将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。

（中略）

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

（中略）

7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。

（中略）

(c) (b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。

（中略）

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

（中略）

8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。

（中略）

(c) (b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。

（中略）

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示してはならない。

（中略）

ただし、CIMAが法令により職務を行い、またはその任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合は、この限りでない。

(a) 例えば2016年秘密情報開示法または犯罪収益法（2020年改正）（以下「犯罪収益法」という。）および薬物濫用法（2017年改正）等に基づき、ケイマン諸島内の裁判所により合法的に要求されあるいは許可された場合。

（中略）

13. 解散

（中略）

13.3 特例リミテッド・パートナーシップ

（中略）

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改正）

（中略）

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額ならびに証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行の条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

（中略）

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6ヶ月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の業務の詳細を記載した書面による報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知り得る限り、当該投資信託の投資指針、投資制限および設立文書が遵守されていること、ならびに当該投資信託は投資家または債権者に不利益を与える方法では運営されていないことを確認した宣誓書を、毎年1回、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのゼネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

（中略）

(d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または犯罪収益法第5(2)(a)条に従い、ケイマン諸島と同等のマナー・ロンダリングおよびテロリズムへの資金供与対策を有するとして指定された法域（以下「相当する法域」という。）で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託したかかるとなる者による職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。

（後略）